

令和4年9月9日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	2 番	池 内 弘 道	3 番	浅 野 修 一
4 番	宮 川 徳 光			6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

5 番 濱 村 美 香

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	徳 廣 誠 司
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	渡 邊 健 心
まちづくり課長	金 子 伸	産 業 推 進 室	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あ ゆ み

令和4年9月第24回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和4年9月9日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から4番まで）

議 事 の 経 過

令和4年9月9日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願いします。

諸般の報告を致します。

初めに、欠席者、遅刻者の報告を致します。

濱村美香君から欠席の届け出が、矢野昭三君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、一般質問についてであります。濱村議員が欠席したことに伴い、当該質問が取り下げとなりましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

13 番（澳本哲也君）

おはようございます。

今日はですね、僕は2問質問を出しておりますので、よろしくお願いを致します。

まず、1問目です。

これからのアウトソーシング、委託契約について質問をしたいと思います。

黒潮町における指定管理制度の積極的な活用については、公の施設の施設管理者制度に関する運用方針において以下のように示されているということで、ちょっと読ませていただきます。

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズにより、効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図ることを主な目的とするものであり、このことを十分に認識して当該制度を積極的に活用するものとする、ということになってます。

この基本的事項から、制度の積極的活用の目的が民間の能力やノウハウを活用し住民サービスの向上を図ること、1点。経費の縮減を図ること。以上の2点であることは理解できると思います。

そこで、外部委託の今までのメリット、デメリットについて分析を行っているか。そしてこれから、今ある問題点、課題について問います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

おはようございます。

それでは澳本議員の、外部委託についてのご質問にお答え致します。

これまでの黒潮町における外部委託につきましては、平成17年3月に国から通知された地方公共団体におけ

る行政改革の推進のための新たな指針に基づいた行政改革等の取り組みの中で、事務や事業の民間委託、アウトソーシング、指定管理者制度の活用等の方向性から、外部への委託を推進しているところです。

一般会計に占める町の外部委託の状況について、令和4年度の予算ベースで集計すると、統一的な業務委託を除いても300件近い件数と、その事業費は11億6,000万円程度となっており、総予算の約1割を占めるものとなっております。

その業務内容としては、各町有施設や設備の管理をはじめ、観光や福祉、教育や産業を推進する事業、町の方針、計画等を策定するものやスクールバスの運行、各学校の給食運営など、多種にわたるものとなっております。

その中でも、町内事業者に委託するもので主な業務としましては、道の駅やあったかふれあいセンター、児童館やあかつき館等の運営管理業務などがあります。また、塵芥収集業務なども外部委託の一部となっているものです。

これらの外部委託に対するメリット、デメリットについて相対的な観点から分析すると、まず、メリットとして、民間事業者のノウハウや創意工夫を評価し、より効率的、効果的に、また、より専門的な知見の基に行政サービスを提供することができることです。これら民間委託等の積極的な活用により、そこで捻出された人的資源を町職員が対応すべき分野に集中することができるというメリットもあります。また、町内への委託を行った場合は、民間委託等により町内の人材確保や雇用の創出にもつながるものと考えております。

次に、デメリットとしてです。現状で問題が起こっているというわけではございませんが、総体的な面において挙げるとすると、運営主体が変わる可能性があり、ノウハウの蓄積、事業の継続性が担保されない懸念があるということ、委託した業務について町職員の直接なかかわりが薄くなることにより、職員の知識、ノウハウの低下が懸念されるということなどがあると考えております。

このように、今ある問題点、課題については、住民サービスを低下させることがないよう、また、サービスの発展を目指して業務自体は受託者に委ねることとなりますが、受託者と町は連携を密に、その業務を推進していくことだと考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13番（渕本哲也君）

ありがとうございます。

まず、その民間の能力やノウハウを活用できるということは本当に大事なことで、そして、その中で住民サービスの向上をしっかりと図っていくということは、本当にいい制度だと僕も思っております。

民間の専門的な能力や柔軟な発想、そして個人や団体、地域で養われてきたノウハウを用いて、多様化する住民ニーズに応えながら施設の最大限の活用に期待するものであり、運用方針も、第3指定管理者の選定手続きに関する事項1、公募の原則とあります。そういった、専門性の高さによって公募せずに指定管理者を選定する場合もあることが明記されることが、その住民サービスの向上、そして民間のノウハウを活用するということで、そのことがよく分かる。その公募の原則ということです。

そして、こうした専門性や能力、ノウハウは一朝一夕でできるものではなく、長い時間をかけて養われ、指定管理者として運営をしていく中でも、さらなるサービスの向上を目指しスキルアップに努めていくことが、団体、委託先としての存在価値や指定管理者制度そのものの意義をより高めていくことにつながると考えます。

そうしたときにですね、その団体で働くものが将来を見据え、安心して勤めることができる環境をつくって

いくことが重要で、それができて初めて、単なる事業の受け皿ではなく、そこで人は育ち、大事なのが次世代につなげていくことができる事業体となるのではないかと考えます。

もう一度言います。人がそこで育って、その次世代にこのアウトソーシングというものがつなげていく事業体。こういう取り組みがこれからも必要ではないかと思うのですが、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

澳本議員が言われたとおりだと思います。

まず、とにかく業務委託に合意されたそのサービスが、安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを確認するということが大事ですけど、そのサービス向上の観点から、業務の実施過程で把握した課題について委託者と協議を行いですね、継続的に業務改善を行っていくということは大事だと思いますし、その地域の団体等が、言われましたとおり財政的な基盤がある面、弱い面もあるということもあるかと思いますが、町とその地域団体と相談、それから調整。これらのことについては、その業務を発注する側として執行を支援する必要もあるかと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

確かにですね、その委託者との相談、そして協議は、本当に重要な課題だと思っております。

そこでですね、まず、その委託費の中でも人件費についてです。働く者たちの生命線になるもので、仕事に對し志を持って働き、そしてスキルや能力を積み上げてきたにもかかわらず、収入面で生活と折り合わず、やむを得ず退職となる。そして、人材を一からまた育てていくということは、また並々ならぬ努力が要ります。

収入面でその生活と折り合わずやむなく退職した人は、県下でも、幡多郡内でも、かなりの人数がおると聞いております。継続的、発展的な民間の能力やノウハウを活用した住民サービスの向上にはつながっていないと思っております。

こうしたことを考えて、職員が展望を持って働けるよう、昇給などが行えるような人件費の確保が必要であり、無論その委託先、収益を生み出すための団体の運営能力は必須であると思います。

しかし、最近では、この委託先の業務の内容が今まで以上に多くなり、なかなか収益のところまではいっていないというのが現実であります。行政においても、指定管理者との協議を通して運営を適切に評価し、将来にわたって継続かつ発展的な住民サービスの向上を踏まえ、委託費を計上していく必要があると思うのですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答え致します。

その委託業務に含まれる人件費につきましては、その事業費ごとに委託料の中に含まれて契約をしているものではございます。

また、その人件費についてですが、それぞれ契約した業者というもののの中で実際決めるものにはなってお

ります。雇用関係が業者との間に従業員はあるということからも、町がその人件費について操作するということにはならないとは思いますが。

ただ、先にも申しましたとおり、その事業の推進、継続、これらのことを考えるとですね、やはり委託業務の内容については、これからその費用も含めて委託業者との協議をして、それぞれやっぱり向上できるような、住民サービスを落とさないような、継続できるような体制については、やはりその双方が協議をして決めていくことだと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13 番（渕本哲也君）

はい、分かりました。

そして、先ほど言った 2 つ目の、経費の削減を図ることに関して、民間の能力やノウハウを活用しながら事業の無駄を減らし、少ない経費で最大限の効果を期待するものであることは理解できますが、先に述べた、将来を見据えた人件費確保の必要性とは矛盾するものになってきているのではないかと思います。

もちろん、限られた予算内で町全体の事業を進めていかなければなりませんが、委託先の団体に対する評価や運営状況、対等な関係でのヒアリング、意見交換などを通して、常に適切な予算であるかどうかを確認していくことが大切であると、私は思います。

そこで、委託先との協議のことも先ほど総務課長が言っておられましたが、今現在ですね、その評価の場というのはほんとに今あるのだろうか。1 年に 1 回でもそれをやっているのだろうか。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

協議の場ということについては、実際この業務委託におきましては、必ずその成果というものは検証するようになっております。まして、その業務委託料というものは、その成果の実績、完了をもって支払うものになります。

その点で言えば、年に 1 回なり、その中間打合せとかですね、一定のその業務の推進の状況、それらは確認するようになっていきますし、いわゆる協議する場というものについては確保されているものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13 番（渕本哲也君）

協議の場の確保ということが出ましたけども、定期的にやってるんでしょうか。年度末にやってるんでしょうか。

どうのことですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

委託事業、本当に多種多様となっております。それぞれの実情によって行いますので、一概に定期的っていうか、そういうことについてはその委託内容によって異なりますが、全般的なことを言うと、基本的には、当初の計画によって打合せをすること、それから中間で推進している状況の確認。また、最終的には必ず業務の確認といいますか、検査をもってその業務の成果というものを確認しますので、そこは行われるものと思いますし。

その委託業務の内容によっては、問題が起こったときの確認であったりとか、課題の解決についての確認であったりとか、一概に言えませんけれども、必ずそれらは1回は必ずあるものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

年に1回はということですね。あるんでしょうか。評価をするということですよ。

それは、その評価した結果は、事業者にはしっかりと伝えられているんでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

評価については必ず行うように、指定管理制度の中でも必ず行われるようになっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

それで、その人件費の中のことですけども。

僕の知っている NPO なんかも、もう十何年、1 円も給料上がってないという現実があります。やはりそこらへんもこれからきっちりとやっていかんと、先ほども言ったように途中で辞める。そうなってきたら、また一からその人を育てていかなければならない。そうなってきたらですね、その仕事場の本当の魅力はあるんだろうか。そう思うんですが、そこらへんも、これからの本当に課題ということで捉えてもらいたいなと思います。

その課題はですね、単に住民の働く場づくりという話だけではなく、黒潮町で育った若者がこの町に残り、そしてUターンで帰ってきて働くという選択。そして、将来にわたる若者の町づくりへのかかわり。そうした黒潮町の未来につながるものだと考えております。

こうして管理者制度、外部委託というものに黒潮町として何を一番期待するのか。そして、何を一番求めるのか。何が一番大切なのかを改めて問い直す。問い直し、委託者も受託者も共に同じ未来を見据えていくことができる環境をつくっていかねばならないと思っております。

僕の思うに、若者の職場の確保、働ける場所があるということは、ほんとにこれからも大事であると思いますが、一番怖いのが、あそこに行っても給料が上がらない、給料が安い。そういうイメージが今、実際あるんです。そこらへんもきっちりと、これからのアウトソーシングを見据えた取り組みが必要となると思いますが。

最後、課長どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

澳本議員言われたように、アウトソーシングというものに関して、ある面、行政サービスのコストの削減というところも当然ございます。やから効率的というところもございます。ただ、その中でも町内事業者の育成、それから町内事業所の展望。そういうものも含めてですね、やはりこれから一つずつですね、業務内容についてはやはりその委託業者と協議をして、それで方向性というものも含めてですね、その課題解決に向けてその方向性は決めていかなければならないと思っておりますし、一概に、全て委託業者の方針、それから賃金のことだけにいうように特化することはできないんですけども、その行政サービスの向上、維持ということを考えながらですね、これらのことを協議の中でまた決めていかなければならないことだと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

もちろん、その協議が本当に大事なことだと思います。

そして、その一委託先の中のレベルアップ。レベルアップも、これからももっともっと必要になってくると思うんです。そういったレベルアップに対しての費用、そういったことも中に含めてもらいまして、これから1年に一度はしっかりとお互いが協議し、お互い同等の立場ということでしっかりと話を進めていってほしいなと思っております。どうかよろしくお願いします。

2 問目にいきます。

2 問目は、なかなかシビアな話になると思います。協同組合についてです。

僕が言うのは、漁業協同組合です。そして当町にですね、ほんとに第一産業のさまざまな角度から支援、取り組み、そして協同組合職員についてもこれまであまり取り組みはなかったんですが、しっかりとこれから要るんじゃないかと思っております。

実際、魚も少なくなってきました。調べてみますと、1965 年、魚の自給率が日本 110 パーセントだったそうです。それが 2020 年、57 パーセントに自給率が落ちたそうです。魚もいなくなる。後継者もいなくなる。そうなってくると、なかなか漁業協同組合というものは経営がますます苦しくなってくるのは目に見えるものがあると思うんです。

そして、なんといっても県一になって合併して規模も大きくなり、厳しい経営が続いていることは、本当に皆さん知っていると思います。

ということで、行政として本当に何か支援ができないかということでもあります。

お願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の、協同組合の職員について、このままでは職員がいなくなる可能性がある。合併して規模も大きくなり厳しい経営が続いている中、行政として何か支援はできないかのご質問にお答えします。

議員ご質問にあります協同組合、いわゆる高知県漁業協同組合につきましては、高知県一漁協構想の下、平成 20 年に県内 25 の漁協が合併して設立をされました。その後、平成 27 年 4 月に中土佐町の上ノ加江漁協、ま

た、平成31年4月に土佐清水市の窪津漁協を合併し、現在、県内における高知県漁業協同組合加入数としましては19となっております。

中長期的な流れとしまして、漁業経営体数の減少や漁業生産量、ならびに販売額の減少。また、漁協に加入する組合員数の減少などに歯止めがかからず、組織運営、また経営面でも大変厳しい状況が続いていることは十分に承知しているところであります。

ご質問内容の町の支援策につきましては、高知県全体での組織運営体系でもあるため、関係者間での県内全体での漁業、また、漁村の置かれた厳しい状況や危機感を共有した上で、今後とも高知県とも協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、8月1日より漁協佐賀支所において、県外より地域おこし協力隊1名の新規就労があり、佐賀漁港における市場作業全般に取り組んでいただいております。

現時点での漁協職員数の不足は十分に承知をしており、今後とも関係者とともにさまざまな角度での支援策の検討を行い、日常での業務が少しでも円滑になるように日々の情報共有を今まで以上に図ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13番（澳本哲也君）

8月1日から、佐賀の方で協力隊が1人来てくれております。本当に助かっております。

これも僕、ほんとに漁協自体が厳しいということは本当に皆さんも知ってると思うんですが、まずですね、職員の問題なわけです。募集しても来ないというのが現状です。なぜなら、給料が安いからです。ここら変な話ですけども、職業安定所に出してもなかなか来てくれない。また、出すこともできない。そんな状況が続いているそうです。

自分、はっきり言って皆さん知ってると思いますが、19年間漁協の方に勤務しました。19年勤務して、基本給は20万円でした。そこで自分も、本当にこのままでは生活できない。子どもが2人おりましたので、まず大学にも行かすことはこのままではできないなということで、退職しました。そういうことは、まだこれからも続くと思うんです。漁協の業務は、魚を漁師が取ってきて、そこで市を開き、また箱詰めをする。それ以外にですね、財務もあります。漁船保険もあります。今なんかでしたらほとんどが軽油ですので、免税の手続きもしなきゃなりません。そして購買の手続きもあります。本当にやることがいっぱいなんです。しかし、給料は上がらない。なかなか厳しい状況なんです。今まで以上にですね、本当に漁協に対しても町としても県としてもですね、対策を講じてもらわなければ本当に漁協はないんじゃないかなと思うんです。

漁師の中には、本当に合併が失敗やったな。そういう声が多々、最近多く聞かれます。そこで、合併を推進したのは県であります。そしてそのときには、新漁連も積極的に推進をしてきたと思うんです。やはり県もしっかりとですね、この合併を進めていた以上、責任者として、県の方にこの漁協の運営に対する支援、今まで以上に本当に講じなければ漁協は潰れてしまうのじゃないかと、危機感、本当に持っているんです。

町の方から県の方に、この支援策をお願いできないか、まず問います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

高知県漁業協同組合に関する考え方について、また、漁協給与等の考え方についてまたがってくると思います。

議員おっしゃられる、以前からの漁協組織の成り立ちや、現在の高知県漁協にもおける町内各漁協、支所の立ち位置など、漁民の方からもさまざまな意見があることは、一定承知をしております。

他の組織でもあり非常に難しい面もありますが、地元漁業者のご意見や関係者間での協議調整など、必要な面につきましては高知県水産振興部とも積極的に情報を共有し、今後、こちら側からも適切な意見具申を図ってまいりたいと考えております。

また、給与の関係になりますが、基本的にはどうしても他の団体の給与に関する面でありますので、それぞれ個別の回答は困難な面もありますが、やはり状況を見ますと、引き続く物価の高騰やさまざまな生活費の面につきまして、日常生活をしていく中でも取り巻く経済状況は非常に厳しいものがあるということは、当然であると思います。

そういった状況が少しでも改善され、働きやすい職場になるよう、やはり漁協とも積極的に情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

これ以上、質問はしません。

実際ですね、ほんとにこれが現状です。ほんとに漁業者の中にはですね、自分たちの意見は本当に伝わらない漁業組合になってきたなど。そういつていうことは多々、ほんとに毎日のように聞かれます。そういった漁業者の意見、また不満なことも、しっかりとこの町、自治体がまた一つの止まり木として、これからもしっかりと漁業者の意見を聞いてもらいたいなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（小松孝年君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

みなさんおはようございます。

私も2問について質問致します。よろしくお願いいたします。なるべく分かりやすい答弁をお願いします。それでは通告書に基づきまして質問致します。

まず第一問目、要望書への対応についてです。黒潮町では、毎年各地区から何百という大変な数の要望が上がってきているようですが、その要望の振り分け方やその後の総務課やほかの課の対応についてお聞きします。

まず各地区から要望書は総務課にいき、総務課がその内容によってどの課の担当になるか判断し、振り分けをしていると聞いております。しかし要望の内容によっては一つの課だけではなく、2つや3つの課に関係する要望もあると思います。私が思うにはおそらくそんなときは一番関係性のかかわりの強い課に要望書を持っていつているのではないかと思っているのですが、そのへんは実際はどういうふうにしているのかお聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは吉尾議員の地区要望への対応についてのご質問にお答え致します。

始めに、近年の地区要望の総数について、令和2年度が551件、令和3年度が530件、令和4年度が582件となっております。これらの要望は、各地区の環境改善に関するものが大半を占めておりますが、多種多様なものとなっております、その中でも要望として多く寄せられているのは、道路や河川、水路など公共物の修繕や防災施設、交通安全、防犯設備等の整備などとなっております。

この要望につきましては、地区毎に3月末を期限に町に提出され、大方地域は総務課で、佐賀地域は地域住民課でとりまとめを行っております。総務課においては、議員おっしゃられましたとおり要望内容と照らし担当課に振り分けております。また、佐賀支所では、関係各課で仕分け会議を行い、案件ごとの担当係を決定しているものでございます。振り分けられた要望につきましては、各担当において、該当区長など関係者に内容の確認をさせていただくとともに、現場状況を1件ずつ精査し、概略予算などを試算のうえ、予算と比較し、必要性や緊急性を検討したうえで、各担当課で回答書を作成し、総務課と地域住民課がそれぞれまとめて各地区に返しております。要望の内容によっては、国交省や高知県など管轄となる案件もあります。町が地域に代わり、該当機関に実施要望を行っております。

これらの要望事業実施においては、現地精査による状況判断ののち、各地区の要望順位や緊急性などを考慮し、各課で優先順位を付けて予算の範囲内で実施しているものです。また、補助事業や起債事業に対応できるものは極力それらを利用して、一般財源の縮減にも努めておりますが、要望においては補助事業に該当しない事業が大半を占めております。これらは地域要望に特化して予算化している地域整備事業の4,500万円、これをもって、毎年できる限りの要望に応えることができるよう取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

質問で付け加えてありましたが、各課にまたがる事業につきましては、総務課の方におきましては担当係、それぞれ該当する係に全て振り分けを行なっておりまして、おなじ要望によっても三課とかそれぞれの課に振り分けをしております。それから佐賀地域におきましては佐賀支所、これで仕分け会議の中で該当課、複数になるものについてはそれぞれに振り分けをして、それぞれがその立場によって該当できる事業を選定したりとかですね、それから一定の方向性というものを係で共有しながら取り組んでいるところでございます。

すいません、追加して回答させていただきます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。ただ今課長が言われたように全て各課が共有してやっているかということ、私はそうは思っておりません。例え自分の課の関かわりが20パーセントや30パーセントであってもかかわりの多い課に任すのではなく、少しでも関係していればさっき課長も言われたように一緒になって対応対処していかなければ、それぞれの要望に応え対応するのが遅くなったり前に進まなくなるというようなことがあるのではないかと私は感じておりますが、このへんはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは吉尾議員の再質問にお答え致します。

要望の振り分けにおいて議員もおっしゃられましたとおり連携、各課の連携について少し考えてみますと、言われるように一つの課だけではどうしても解決できない案件もございます。その中でそれぞれの課というものに関して実施する中においては、まず仕分け会議とか、それから総務課の振り分けの回答をもって一応確認はしているところでございます。ましてその事業の実施においては今少し回答させていただきましたが、地域整備事業というのがございまして、地域整備事業の中では一定ですね、その業務の内容について実施できる項目については検討をしているものでございますので、それぞれの要望の連携ということについて、その地域、整備事業実施にあたっては検討をして協議をしているものでございます。これからもですね、言われるとおり充実していくために各課にまたがって更なる協議というものについては進めてはいきたいと思います。また連携してできなかったものもできるだけその方向性を共有しながらですね、実施できるような体制というものについて少し町としましても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

それからまた要望についてもですね、よく先ほど課長も言われましたが、緊急性の高いところから取り掛かる、ということですが、その判断や決定も住民には分かりにくいところがあり、自分たち地域の要望に伝えてくれるのはいつになるのか、という心配もあります。先ほども言いましたが、その要望に関係している課はぜひ協力して、一つでも多くの要望に応えられるようにしていただきたいと思っております。各課のみなさんよろしくをお願いします。

それでは簡単ですが1 問目はこれで終わります。

続きまして2 問目にいきたいと思います。

コロナ後遺症への対応についてです。最近はずいぶん減少していますが、7 月頃からの感染者の増加に伴って後遺症に苦しむ人が増えているとテレビやネットでよく言われております。その症状は倦怠感が最も多く、気分の落ち込みや思考力の低下などで悩んでいる人が多いそうです。あるクリニックの先生の話では、倦怠感というのはかなり軽く感じてしまう人がいると思うが、実際にはドライヤーを持つことができないとか、非常に重い症状があり、歯ブラシを持つのも辛いというような症状の方もいるそうです。また倦怠感を軽くみてしまい、頑張っているとどんどん症状が重くなってくるそうで、まずだるさを感じたらしっかり休むことが非常に大事ということでした。倦怠感の症状は年代での差は小さくなく、どの年代でも起きうる症状で、10 歳以下の小さい子は倦怠感より動悸や腹痛の方が多く、中には動けないほどだるいという人もたくさんいるそうです。また主婦など長い人では2 年以上そういった後遺症に悩まされている人もいます。

まだまだ終わりの見えないコロナ対策ですが、コロナ感染後の後遺症などいろいろな症状が発症した場合の、黒潮町や他の市町村などの対応や取り組みはどうなっているのかお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、吉尾議員のコロナ感染後の後遺症への町や他市町村の対応はどうなっているかのご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症に感染し、治療や療養が終わっても、一部の方で罹患後症状、いわゆる後遺症が

長引くことが分かっております。代表的な後遺症としましては、先ほど吉尾議員言われましたとおり、倦怠感や筋肉痛、咳、喀痰、息切れ、脱毛、記憶障害、集中力低下、抑うつ、嗅覚味覚障害、などたくさんの症状がございます。

人によって、さまざまな症状が出ますので、心配な場合は、かかりつけ医など医療機関にご相談いただくのがいいかと思われます。後遺症の診断や治療には専門的分野での対応が必要となるため、町に相談があった場合は、かかりつけ医等の医療機関をお勧めすることになります。これまでも、感染症にかんする相談や、ワクチン接種に掛かる相談などたくさんのご相談があり、保健師を中心に対応はさせていただいておりますので、どこに相談していいか分からない、等ございましたら担当までご連絡いただきたいと思います。

この件につきましては、市町村ができることは、相談に乗ることになると思われます。ご相談に乗った上で、相談内容により適切なおところにお繋ぎしていきたいと思います。また、かかりつけの医師に相談した場合、医師が必要と認めれば後遺症に対応する医療機関を紹介をしていただくことが出来ますので心配な場合は、かかりつけ医にご相談いただきたいと思います。

また、他市町村の対応につきまして、四万十市、宿毛市の両市に確認致しましたところ、医療機関に繋いでいる、ということでございました。やはり、市町村ができることは、相談に乗る、繋ぐ、この二つだと思われます。

心配なことがある場合は、町でもかかりつけ医でも構いませんのでご連絡をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10 番（吉尾昌樹君）

その後遺症というのはみんなが想像している以上に大変な人も多いということです。また黒潮町でもこれだけの多くの人数の方がコロナになっている以上、そういう方も増えてくると思います。その点でほかの市町村とは別に黒潮町独自で支援やそのほかのことを考えていることはありませんでしょうか。

町長ありませんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では吉尾議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

町で直接対応してること、できることは今課長が申し上げたとおりでございますけれど、それに加えて一つやはりワクチンの接種、やはりこれは現在も進めて、住民の方にもたくさん接種していただいておりますけれどこれがやはり後遺症を残さない大きな手段であると思いますので、それを積極的に接種していただくように、これ以後も住民の方に呼びかけて参りたいと思います。これがまず第一の方法でございますがこれは当町だけということではございませんけれど、特にほかの市町村、ほかの自治体に優って町が独自にですね、特別な対策というのはそうそうあるものではなくて、全国的な基準、そして県の基準、そして他市町村の取り組みと足並みを揃えて対応していくことになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10 番（吉尾昌樹君）

県の方に問い合わせてもなかなか支援というのがまだ充実していないということで、これからおそらくそういう支援も出てくるかとは思いますが、そういうふうな考えももっていただいて、まだまだいつ終わるか分からないコロナ対策に力を入れていただければと思っております。そういうことでよろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 9時 54分

再 開 10時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

それでは、私の一般質問を行います。

今回は4つの質問でありますので、よろしくお願いを致します。

まず、1番目の町道維持管理について質問を致します。

町道の維持管理の中の地区草刈作業の受託の業務の内容についてお聞きをしたいと思います。

カッコ1番、地区へ委託している地区数、路線数、委託金額等の現状についてまず問います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、矢野議員の町道維持管理の現状についてお答え致します。

地区ごとに町道の草刈り業務を委託している地区数は、29地区、路線数は93路線でございます。委託金額は212万5,000円となります。

なお、当初予定地区は30地区でございましたが、1地区ができないということになり、29地区になっております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

今の答弁の中で当初は30地区、それが1地区できないという答弁があったわけですが、この1地区ができなくなった理由と伺いますか、辞退した理由とかいうのはどのような内容でございましょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

当初30地区で予定しておりまして、今回実際に契約を締結できたのが、29地区になっておりますが、1地区については佐賀の方の地域の地区になりますが、やはり地域の高齢化等により、なかなか草刈り、維持管理していくのが難しいということで、今回契約に至らなかったようになってます。

その路線については、町の方の直営の方でまた管理していくようにしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

この委託金額の関係する内容として、数年前に委託単価を 1 メーターを 15 円から 20 円に、5 円増額をしております。この 1 メーター 20 円という算出根拠といいますか、どういう内容をもって 1 メーター 20 円としたのか、できればお答えをお願いをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

実際この地区への委託業務が始まっていたのが、旧佐賀町時代でございます。合併後、大方地域でも、平成 21 年から地区へ委託をお願いするようになりまして、その当時から 1 メーターあたり 15 円という形で進めてきておりました。ただ、平成 2 年度から議員おっしゃるように 1 メーターあたり 20 円の金額に上げられております。やはり地域からも、もう少し、参加していただいた地域の皆さまへのお茶代といいますか、そういう色も込めてのこともありますので、単価アップをしていただけないかというお話もございました。その中で以前からそういう予算の面でも考えていたんですけれども、2 年から 20 円にあげられておまして、5 円というその根拠については、実際近隣の自治体等にもちょっとお話を伺いまして、その金額にさせてもらったところです。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

平成 2 年度から言うて聞いたけど、令和 2 年度からですかね。5 円アップしたがは。

（失礼しましたとの声）

5 円のアップについては総合的な中身で 5 円を増額したということだろうかと思います。

そこで次に、今ちょっと答弁の中であったわけですが、委託に関してですね、この地域への委託に関して、地区の意見あるいは要望等はあるのか、あるとすればどういう内容の要望が上がってきておるのか。

また、先だっても佐賀地区で 1 地区が高齢化等によって受託ができないという答弁があったわけですが、そういうことも踏まえて町として、この地区への委託業務への将来的な見通しというか、そのあたりについてはどのようにとらまえているのか答弁をお願いを致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、地区からの意見、要望、将来的な見通しについてのご質問にお答え致します。

地区からの意見や要望と致しましては、地区住民の高齢化に伴い、今後委託を受け、草刈りをするのが難しくなるのではないかと、との意見があります。実際、先ほどの答弁でも申しましたように、今年度 1 地区契約ができないこととなりました。

将来的な見通しと致しましても、各地区の今後進んでいく高齢化による人手不足によって、地区への委託が厳

しくなっていくことが予想されます。このような現状も踏まえて、現在お願いをし、契約をさせていただいている中で、委託業務範囲の縮小なども考えながら、地区との協議をしていかなければならないと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

今の答弁の中で縮小等も考えていかなければならないという内容の答弁があったわけですが、その縮小ということに対しては、もう少し具体的にはどのように考えられようのか、そのところについてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

縮小というのは、各地区ごとに路線数の多い地区もございます。そういう中で、草刈をしていただく人数、地区の人数が少なくなっていったときには、そこを、区長さんはじめ、地区と協議をし、路線数をカットしていく。その分については、先ほど答弁もさせていただきましたが、町で委託している草刈の作業員、その方への業務について、そこで対応していくと。そういうことで考えています。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

縮小の考え方については、答弁があつて理解を致しましたが。

直営でやられておる、ただ、その労務員ですかね、作業員さんの確保が難しいとも聞きますけど、そういう内容については心配されるようなことはないがですかね。もし辞めたときに、直営で行うとしたとしてもですよ、その対応っていうのはきくような状況なんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

実際のこの8年間で4地区が契約ができないような状況にもなっております。

その中で先ほど申しました、作業員さんでのその路線については、対応しているところです。現在のところ、佐賀地区、大方地区3名ずつの作業員さんをお雇いして、業務を図っていただいております、現在支障はきたしていないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

支障は現時点においてはということなんでしょうけれども、先かた答弁があつたように辞めていく、受託ができない地区っていうのは、高齢化であるとか、地区の住人が少なくなったとか、いろんな、さまざまな理由があろうかと思います。

今後のことをすごく私は考えるわけでございます。段階的に1年に1地区であるとか、2地区であるとか、

路線数にもよるんですけれども。そういう段階的に地区が受託をできない状況ならば、それは町としても、直営でやらなければ、直営とはかぎりませんでしょうけれども対応していかなければならない。町の管理路線がありますので。思うんですけれども、ただ今後のことを考えたときには、すごく懸念をするところでございます。

そこで次の質問に移りたいと思います。

カッコ3の今後も地区が継続して受託しやすい条件整備が必要ではないか、でございます。

受託する地区にとっても、集落の維持であるとか、作業を行うにあたってはボランティア精神を持って実施しているということが現状だろうと思います。ただ、今の町の委託条件でございますね、それについては、問題はないのか、あるいは改善する余地はないのかというふうに思ったりするところがございます。

これも、経過的に最後は、最後と申しましてあれなんでしょうけれども、長い期間の中においてはだんだんとそういう地区が増えてくるだろうと。しかし経過的な措置として、この委託の条件の改善ということを考える必要があるがじゃないかなというふうに思っております。

作業にあたっては燃料も草刈りの刃も必要ですし、町が必要に応じて保険へ加入をするようにというふうな内容にもなっております。当然危険性が伴うわけでございますので、傷害保険、損害保険等の加入というのは必要であろうと思います。

ただ、先に答弁をいただいた単価20円ですよね。これによって、そういうことが今はやられておるんですけれども、あまりにもボランティア精神的な要素というところが強いのかなと。

どうしても、受託ができないような状況になればそれは町の方にお返しするしかないわけですが、一概にそうかといっても、できるならば地域としても継続をしていくという考え方は多くの地域が持ってるだろうと思います。

そういう意味からして、そのあたりの改善を願うところです。

例えば、県道の例でございます。県道も地域委託事業を実施をしております。その県の内容としまして、この委託の内容の主旨としまして、地域で行ってもらい、この取り組みを広げ、道路に愛着を感じていただくと共に、管理費用を低減させていくということを目標に、この地域委託事業を実施をしていると書かれております。

私もまさにそのとおりだろうと思うところがあるがです。地域も先ほど申しましたように、地域集落の維持の一環でございますので、ボランティア精神を持っては致しますけども、今の条件、内容からすればですね、あまりにもどうかということが思っております。

例えば県の金額並みとかいうふうにはまいらないだろうと思うんですけれども、県の内容の主旨、目的、そういうものを参考にして、町として今後このことについて検討していく余地はないのか。

そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

まずは通告書に基づきましてご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

受託継続の条件整備の必要性についてお答えさせていただきます。

来年度以降も29地区へは引き続き町道の維持管理をお願いしたいと考えておりますが、今後委託契約を辞退される地区も出てくる可能性はあると思います。

それぞれの地区によって条件は異なると考えていますので、町としてできる範囲のことを地区ごとに区長様

との協議を行いながら、継続していただけるよう条件面もお聞きしながら対応していきたいと考えています。

しかしながら、単価の面や条件面で整備させていただいても、ここ、先ほど申しましたように、8 年において 4 地区が契約辞退をされている状況も現実であります。

その点では、町道管理者として維持管理をしていく作業員の確保や、除草シートの設置、外部委託なども今後考えていかなければならないと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

今の地区ごとで個別的な状況も確認しながら地区とも話合っていくと。それは必要だろうかというふうには思います。それぞれ地域によっては実施の方法というかも違っておろうと思います。ある地区においては、全戸、基本的には全戸の出役方式でやられようところもあれば、そうではない地域もあろうと思います。それぞれの実情があろうと思いますけれども。

それからシートですかね、そういうことも対策の一環としてはやっていくことも必要だろうと思うんですけども。

今の課長のご答弁を聞きよると、私が今回そこまでの、だんだんとそういう地域が増えてく、やれない路線が増えてく。それまでの期間っていうのは、なかなか労務班の確保を致しますとは言ってもですね、私の聞く範中においてはおらないことはないだろうけども、確保は難しいというふうにも聞いております。それが、ほんとに町として、対応がきく話として、一定スパンの先に向けた対応策としてとれていけるのかなというのを私は懸念をするところであります。

いっきに 30 地区の何路線が、全部直営、戻しますとはならんだろうと。その経過の中で、先ほど申しました、県が、県の経費を削減することも大きな目的として、そのことを実施しておりますよね。そういう考え方とか、期間的な、時間的な期間ですね。そういうものをトータル的に含めて、町としてものを考えていただきたい。

その中において私が一番思うのは、県の県道の委託作業の内容からしたときには、傷害、損害保険は町でかけてもらいたい。そうやっていくと。できれば県道並みの単価に、とは、私も実質ならぬだろうと。しかしながらそれらを総合したときに、維持管理をやっていただいくほうが、町としても私はベターな内容だろうと思います。

そして県が地域委託事業の中身のときに、委託料っていうのはほんとにボランティア的な金額です。しかしながら、そのお金が少しでも地域に還元ができたらということも抱えております。

私はまさにこれだと思うんですよ。金額的なメーターが 20 円、が 30 円、40 円、50 円になる場合一番いいんですけども。県並みになればいいんですけどもそこまではいっきにいかない。そういうものを含めた中で、町道の地域への委託のあり方、条件、それは改善をしていくべきじゃないか。いうふうに思います。

再度そのあたりについて答弁をお願いを致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今議員からご質問があったように、ご質問、そういう提案もいただきました。

先ほど答弁でも述べたように、再度地区、区長様とそれぞれ、地域の状況、そういうこともお聞きしながら、今後検討をしてみたいと思います。

先ほど保険のことも議員から出されましたけども、実際これまで契約上は地区で保険の方に入っていただくような契約になっておりました。そこについては、できるだけ今後もその方向でやっていただければというふうに担当としては考えているんですけども、そういう面でメーターあたりの単価の方に反映していくとか、そういうところも含めて、今後検討をしてみたいです。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

現状をあまり、変更があるような答弁には聞こえないわけでございます。

町としても、町財政改革をやって、少しでも、経費の削減をしたいというふうなことも大きな課題としてはあります。しかしこのことは、本来であるならば、町が管理をしていかないかん路線を、ボランティア精神等を持ってそれをお願いしよる。

そのことが、いかがかやと思うちょる。これは旧佐賀町からスタートしたことを黒潮町として引き継ぎで全町に広めておると。ただ、そのことをすごい私はいいことだろうと思うんですよ。

委託内容については年2回作業してくださいと、こうなっておりますよね。秋の草刈りでみりゃ、今から伸びないだろうと。だけど、夏のときってなんいうのはほんとに1週間かそこらあったらどんどん伸びてまいりますよね。

地域も自分たちの地域のことでありますので。環境的なことでありますので、できるところはまた、刈ったりもしよるがです。それが地域の思いであり、また、一定やるべきことだろうと思います。

ぜひともですね、個別に話して、個別の地域での課題があって、それは必要だろうと思います。しかしこのことを町が委託をしていく、町道管理について委託を地域にするっていうことは、個別に話しても、解決はなかなか難しい。

町としてどうするのか、どういう方向性を持って我々は町道の維持管理を行っていくんだという、ものの考え方になっていただきたい。で、検討をしていただきます、私もかつて行政マンですので、検討検討ということに対して、どうなのかいうのがございますよね。ほんとに町として、町道管理をどうしていくのか、それをやったことがどういうふうに地域にも還元をしていくのか。メリット面も含めてですね、私は上とも協議をしてもらいたいと。こういうふうに思います。

今までの継続をして、ただ個別に入りました。それも必要なんです、繰り返しますけれど。必要なんですけれど、総合的に町道管理はどうしていくべきなのかという観点にたって検討していただきたい。

もう一度お願いを致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えを致します。

繰り返しになりますけれど、各地区、区長様と、最初は協議をさせていただきたいと思います。その内容を個々に違うとは思いますが、そこについて、総合的に町として、担当建設課との協議の場を持ちながら、先ほど議員が言われたように、予算要求の場で提案していくとか、そういう方向で考えていきたいと思っています。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

前向きに、いい方向になるように検討を重ねていってもらいたいと思います。

再質問を同じことで致しましたので、これ以上の答弁はなかなか難しいかなと思いますので。

しかしそういう現状が、地域には地域の現状があって、地域の実情がある。そこは地域と個別に話し合っ解決すべきところもあるだろう。しかし、町として、繰り返しますけれども、町道管理をどうやっていくかという観点に立って、この内容について検討をしていっていただきたいというふうに思います。

この質問については以上で終わります。

次の質問に移ります。

次の町産木材の利用についてであります。

先の6月議会等でも、ずっとそれまでも質問があって、町木産材の利用について質問があってそれについて答弁があったわけでございますけれども、その内容について再度ご質問を私の方からさせていただきます。

1番の町産木材の利用として、公共施設への利用促進を図っていくという答弁があったわけですが、このことについて、具体的な内容についてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の町産木材の利用として、公共施設への利用促進を図っていくとのことであるが、具体的にはどのように進めていく計画であるのか。のご質問にお答えします。

現在、黒潮町における公共施設への町産木材の利用促進計画につきましては、高知県産材利用推進方針に準じた形で、黒潮町産材等利用推進方針を定めており、その方針に基づき、町内の公共建築物等への積極的な町産木材の利用について推進をしているところであります。

その方針施策の中で、町が整備する公共建築物や公共土木工事において、率先して町産の木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における町産材利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料、およびエネルギー源としてのトータルでの町産木材の利用拡大といった波及効果も期待できると明記されております。

実際の取り組みにつきましては、今年度より着手しております、町営住宅9棟の建築工事におきまして、主要部材などの一部に町産材を使用する発注内容となっております。

また、この町営住宅の整備につきましては、令和18年度までの長期に渡る建て替えの計画となっており、施設全体の整備計画と致しましては、119棟の建設が現在予定されております。

しかしながら、一例としまして、公共工事の発注時に対して、特記仕様書への町産木材使用における明記や、必要となる資材に関する設計単価それぞれの計上など、個別の取り組みにおきましては、まだまだ不十分な面があります。

今後とも、町産木材の利用が促進されるよう、森林の所有者や林業従事者、木材製造業者、その他の木材の供給にかかわる関係者と連携し、周知も含めて本制度の取り組みを今後とも進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

町としても町木産材の方針をもって取り組むという内容にはなっておるようですが、一部まだ十分ではないと。今後の課題というふうに答弁があったと思います。

そこで、答弁があった町営住宅関係でございます。

公共施設、住宅に対しての木材の、町産木材の利用率等、どれだけ、少し使えばええというようなものでもないし、先ほど答弁もあった主要部材のところへという大括りはあったと思うんですけど。例えばどれくらいの比率の中で町産材を使うていこうとかいうような決めたものというか、方針なんかはもってないでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

今年度発注分の町営住宅設計内容におきましては、1棟当たりの町産木材の使用量につきましては、2階建ての場合、およそ19リ्यूベであり、そのうち発注仕様書におきまして、町産木材の使用を明記する箇所につきましては、土台、大引き、梁、桁などの主要な部材を指定しております。

今回の住宅建築に関する木材使用量全体の割合からしますと、平均で18リ्यूベ、およそ全体の95パーセントを明記しており、使用される主要材ほとんどは、町産木材での指定発注となっております。

今後とも、今回のこういった発注、あるいは設計内容を参考にして、更なる利用について図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

できるだけ町産木材を多く利用して、建っていただく、その方針は考え方はいいんですけども、いかに使うかだろうと思しますので、そういうのを多く、少しでも町産木材の利用を図っていただきたいというところから質問を致しました。

次にカッコ2、町産木材であるとの認証はどのように行っていくかであります。

木には産地名が書いてないわけであって、伐採、搬出、製材、加工、こういう流れの中での、執務の流れの中での町産木材であるということの認証が重要だろうというふうに思われます。

この認証にあたってどのようなやり方で臨んでいくのか。

そのところについてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の町産木材であるとの認証はどのように行っていくのか、のご質問にお答えします。

現時点におきまして、町産木材の認証につきまして、町としての確たる認証制度的なものは設けておりません。

町内におきまして、木材を搬出しております林業事業体につきましては、現在、幡東森林組合がその搬出のほとんどを担っております。

そういった中で、山で伐採された木材につきましては、全て近隣の高知県森林組合連合会の木材共販所に納入がなされており、その際における木材納入証明書をもって、黒潮町産材の証明としております。

また、一例としまして、個人様から伐採および伐採後の造林の届出書が役場に提出された場合におきまして

は、町が発行する適合通知書をもって証明書とすることになっております。

いずれに致しましても、今後とも町産材の利用促進を図っていく中で、現状の町産木材認証の方法につきましては、まだまだ課題も想定されておりますので、今後、事業を実施するにあたりより明確に証明書の発行を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

町産材の利用促進を図っていくということであります。そのところで町産材であるとうことの確認。これについてはいろいろ難しい面もあろうかと思えますけれども、今課長の方から答弁があったように、一定の流れの中で認証をしていくんだという答弁がありました。そここのところについては十分町産であるとうことの確認をできるようにつとつと内容も精査しながら取り組んで行っていただければと思います。

このことについては以上で終わります。

次にカッコ 3 でございますけれども、個人向け住宅への利用促進も取組んで行くということが、前回の 6 月議会のところで答弁もあったわけですが、この個人住宅の利用促進、このことについて町としてどのような制度設計を考えておるのかという質問でございます。その概要等が答弁のできる範囲の中でお答えをしていただければと思いますが。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の個人向け住宅への利用促進も取組んでいくとのことであるが、制度設計はどのように考えているか。のご質問にお答えします。

高知県内いくつかの市町村におきまして、細部の違いはありますが、市町村産木材を利用した個人住宅建築の施主様に対しましての補助金制度を設けております。

これまでの議会答弁におきましても、本事業に関する回答を重ねてまいりましたが、本町におきましても、来年度の事業実施を目標に、町産木材の補助金に関する新たな制度設計につきまして、現在、その取組みを進めております。

先ほど申しましたように、町産木材の認証方法などに最終的な課題が残っておりますが、近隣市町村における補助金制度を参考としたうえで、個人の住宅建築に対して町産木材を使用した場合、その部材の一部に対して補助の対応を行う方向性にて、現在、町内の工務店や建築事業所などとともに、制度設計を進めている段階であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

この個人での住宅の補助制度ですが、皆さんご承知のとおり四万十町では 150 万円、四万十市が 100 万円ですかね。そういう補助制度を設けております。そこらを参考にして一定の補助額等も今後決定をされていくんだらうと思えますけれども。少しでも、木材の利用促進を図る上から、できる限りの補助額にさせていただくようお願いをしたいと思います。

個人向け住宅の利用というふうになってくれば、公共住宅を実施をして、今度は個人の住宅にも町木産材を利用していこうというふうになってくれば、一定、町産の木材の確保ということも考えていかなければならな
いだろうというふうに思います。町内の事業体、あるいは製材加工業者が少ないと思うんですけど、また需
要と供給のバランスにもよるんですけども、そのあたりの見通しってというのは、確保の見通しってというのほ
どのような考え方をされておるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

現在、黒潮町内における木材搬出の状況につきましては、先ほども申しましたように、そのほとんどが森林
組合による伐採となっております。

国有林を除く、年間におきましてご参考までに、杉が1,500 リューベ、ヒノキが3,500 リューベ程度の木材
全体の搬出量となっております。今後、事業展開も含めまして、将来的な利用木材の量にも関係しますが、今
回、想定する木造住宅使用部材の町産材のボリュームにつきましては、現状で今のところ十分に対応が可能で
あると考えております。

しかしながら、建築部材の種類におきましては、想定外の範囲もあろうかと思います。今回の事業展開によ
り、将来的に町産木材の需要が伸びていければ、町内山林における伐採事業もますます増加していくと考えて
おります。

そういった好循環がますます発揮されるよう、今後も木材の安定的な供給体制、これを森林組合とともに、
事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

基本は町内の事業者で、町内がそれで回していけるということが、それが大原則というか一番のことであらう
と思います。住宅事情、社会の経済状況も今日こういう状況でありますし、また、本町にとっては高台移転の
住宅の造成ということもあります。そういう住宅を建てていける、新たに、建てていけるところの整備も併
せて、併行して、それも進めていかなければ、多くはその木材住宅といえども、進んでいきにくい要素がある
というふうにも思います。

これは、業者の、先ほど申しました業者のことに関して言うならば、そういう状況がきたときには、町内だ
けでは済まない状況も出てくることも予想されます。

それは先の話であらうかと思いますので、そういう面も含めて、制度設計的なところも考えていく必要があ
らうかなというふうに思います。

それから、今日の状況としてはですね、住宅メーカーのハウスメーカーさんの住宅も今日の状況を見れば多
く建てられていますよね。そういうこともありますし、木材の持っているメリットであるとか、いいところであ
るとか、少しでも機会をとらまえて、アピールをしてですね、利用の促進を図ってもらいたい。これは私の要
望でありますけども。そういうことで積極的に木材の利用ということについて進めていただきたいというふう
に思います。

この件につきましては以上でありますので、来年度から補助制度がスタートしていくように進められている

ことですので、積極的にそのあたりを、精査をしてやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問3番目。農業者経営支援給付金事業についてでございます。

今日、ほんとにウクライナの危機や円安による物価高騰等で全産業に与える影響は大変大きいものでございます。先の6月補正予算で、漁業者、農業者、商工事業者に対する支援事業が実施されたんですけども、それで充分かなというところについてお聞きを致します。

まずカッコ1のところでございますけれども、農業者経営支援給付金事業の要件の一つに、農業収入が50万円以上として設定をされております。

この50万円という設定の考え方、そこへ線を引いたということの考え方、そして、この50万円の、農業収入50万円の収入ですけれども、得るためにどういう農業の実態から考えて、農業経営についてどういうふう認識をされておるのかについてまずお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡邊健心君）

それでは、矢野議員の、給付金事業要件の農業収入50万円以上の設定理由と、その50万円の収入を得るための農業経営の認識について、ご質問にお答えします。

近年の国際状況による肥料価格の高騰が農業経営を圧迫していることから、町独自の支援策として農業者経営支援給付金事業を実施することとなり、8月1日から申請受付を開始しました。昨年中、令和3年1月から12月までに購入した、肥料代等の20パーセントを給付金として交付するというものでございます。

その補助対象者の要件の一つに、令和3年中の農業収入が50万円以上ある方とさせていただいております。

農業収入というのは経費を差し引く前の農産物の売り上げ額のことでございます。この設定の根拠としては、二つございまして、1点目は今回の財源となります、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この支援事業メニューが、漁業者、農林業者に対する経営支援となっております。支援目的が経営支援ということから、農業経営を行っている販売農家を対象と致しました。また、もう1点はこの販売農家といいますが、農林業センサスによりますと、副業的農家、兼業農家を含め、一定規模で生産活動をしている農家とされております。その基準が農産物の販売金額50万円以上ということでございまして、これら2点により補助対象の要件として設定させていただきました。

四万十市、高知市などにも同様の設定があるようです。

次に、50万円の収入を得るための認識についてでございます。

お米を例にあげますと、黒潮町における、過去5年間の平均収量は、1反あたり420キロから430キロで推移しております。金額に換算しますと一反当たり7万円程度になろうかと想定しております。計算上、お米だけで50万円の収入を得るためには7反くらいの田んぼを耕作をしなければならず、高齢の方や小規模な農家にとりましては、少しハードルが高いことは認識しております。

しかしながら、肥料に対する施策につきましては、大規模に経営されている方から、家庭菜園くらいの方まで幅が広く、購入した肥料の量や種類もさまざまです。あまりにも対象者が広く、範囲が広くなりすぎますと、公平で即効性のある施策の実行が難しいのが実情です。

そのため、特に肥料費高騰の影響が大きかったとされる方にターゲットを絞らせていただいたところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

今回支援給付をしておる事業の財源は国の交付金を活用と。それは国の交付金の活用の中身からすれば、国はそういうふうになっておるし、財源として使うならば、それに従わなければならないだろうなとは思いますが。

それから、先ほど答弁があった、1 反 420 キロから 430 キロですかね。だいたい 7 反くらいの耕作面積が、米でするなら、水稻でするなら 7 反くらい必要だろうというふうに答弁があったんですけども。

現在、米の価格ですよ。JA なんかに供出するときの価格、ちょっと計算機持ってませんので、420 や 430 がどうなるか、判断をようしませんけれども、今年早期米のコシヒカリが 1 斗、玄米の 30 キロで 1 斗が 4,700 円だというふうにお聞きをしました。これには奨励金がどれだけどうなのかということとはわかりませんが、その程度でございます。

それから 8 月 17 日以降の JA のところへ、窓口の戸に貼り出されておる価格を見た場合にですね、コシヒカリ 1 斗で 4,700 円、1 斗がですよ。そして 3 斗になったら 3,000 円台だったと思います。そして、今度、今から今月末あたりから刈り入れをする米は 3,000 円台に、というふうな価格表示がされております。肥料等の 1 袋相当が 30 キロの玄米やと。そんな状況で今は推移をされております。

今回の支援策で、大きな園芸農家であるとか、規模的に大きなとこやとすごく経費がかかっていきよるだろうと思います。それに対してこの金額の支援事業、給付金の金額からすればほんとにびびるものだろうというふうに私も想像致します。しかしながら今回この質問をする理由なんですよ。そういう大規模の農家で経費がかさんでいきよる方に対しては支援をしてあげなくてはいけません。しかし、先ほど言った 7 反、私は 1 町、少なくとも 1 町くらいないと、粗の収入 50 万円を確保できん。お米でいうならばです。そういうふうに思っています。

そこでお聞きをしたいがですけど。次の質問に移るまでに。黒潮町のお米、米を作ってる農家の、1 町未満の方の割合といいますか、数値的なものがもし掴んでおったら答弁をお願いを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡邊健心君）

それでは矢野議員の再質問にお答えを致します。

町内の 1 町、10 反でございますけども、これ以上の 10 反以上で経営されている農家さんというのが約 3 割となっております。町内の中で、主に多くいますのが、3 反から 10 反くらいの農家さんでありまして、その方たちが 6 割くらいを占めております。

主に、施設園芸とお米なんかを組み合わせた農家さんかというふうに想定をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

そうなんですよ、実際、10 反未満、以下といいますか、その方たちが 6 割は町内においで。で、これ私はお米しかちょっとよう計算しませんので、先ほど申しました単価なんかやったときには、少なくともその位の収入がないと 50 万円っていうものは、金額はクリアできない。少なくともですよ。

だけど、町内の中には 6 割以上の方が、その未満の農家さんである、いう内容なんですよ。

上も支援も少ないかもしれませんが、下はゼロなんですよ。10 反未満は。で、そのとこへそういう状

況にあるというふうに私は思っております。

時間もあれですので、次の質問もありますので、次の質問に移りますけれども。

農業収入 50 万円以下の零細農者への支援が必要ではないかという質問でございます。

先ほども言いましたように、施設園芸等をやられるということは、本当に大きな経費がいて今回の肥料等の高騰ということからほんとに今、大変な苦勞をされているだろうなというふうに思われます。それはもう十分分かります。

しかし、救われなかった農業者に対してどうするのかということを私は問いたい。その比率が 6 割以上も町内の中に農業経営者がおいでと。私もところどころで聞きますけれども、もうこの際に辞めますよっていう方がよう聞きます。これまでも、耕作放棄地、昔 30 年も何十年も山の奥であるならば、山の谷々をもう耕作条件も悪いから辞めてきて、川口であるとか、道口のところを、圃場整備もしてもらいながらやってはきてます。

ただ、経営規模的には先がたいようなのが実態でございます。これは一人当たりの経営者、経営状況でいうたら大きな差があるかもしれないけれど、これを拾ってあげることが必要やないかというふうに私は思います。

今でも耕作放棄地についての対策をしようじゃないかということは、町の方が取り組んではくれていますけれども、なかなかそこは、現実問題として大きく改善されたというふうな実態にはならないんだと。もともとが農業、これは山間部の今の面積のこと、山間部だけじゃないんですよ。この国道端でのところでも、その耕作面積っていう方、6 割もおいでるわけですので。どこでもおいでるわけで。

それが、だんだんこういうことを通じて放棄をしている。耕作を放棄している。したらどういうことになるかということを私はちょっと思うんです。

これは今回支援をやっても大きな金額にはならない。だけど、この支援をするというこの考え方をやっぱ町には何らか財源を探した中でやってもらいたいというのが私の思いでございます。

そこで、質問内容いいますけれども、この 50 万円の条件に付さない支援策について検討する余地はないのか。それについてお聞きをします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡邊健心君）

それでは、矢野議員の農業収入 50 万円以下の農業経営者への支援策が必要ではないか。についてのご質問にお答えを致します。

令和 3 年中に農業収入があり税の申告をしている方のうち、収入が 50 万円未満の方は 29 パーセントいらっしゃる、対象外となる方が一定数おられることは承知しております。

この方たちへの支援策としましては、現在、国において、同様の支援策であります、肥料価格高騰対策事業の実施に向けて、準備を進めているところでございます。国の事業につきましては、収入の基準がなく、前年度からの肥料代上昇分について支援するものとなっております。

いくつか要件がございますが、こちらを活用していただきますよう、現段階で分かっている範囲でご説明をさせていただきます。

国の支援事業は、前の年から増加した肥料代の 7 割を補填するもので、今年の秋肥と来年の春肥に使うために購入する肥料が対象となっております。今後 2 年間で、化学肥料の使用量を少なくする取り組みを実施することを要件としておりまして、土壌診断や堆肥などの利用といったメニューを実施することが必要となっております。

支援金につきましては、肥料価格の上昇率、肥料の使用量低減率といった率を用いた計算式がございまして、今年かかった肥料代によって、支援額を算出する仕組みとなっております。

秋ごろの受付開始に向け、現在、県内の申請窓口の体制づくりに取り組んでいるところでございます。

町としましては、国、町、両支援事業の周知をはじめ、申請手続きのサポート等に努めたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

新たな国の支援策という答弁だったろうと思いますけれども。私もその国の新たな支援策の中身を見てみました。ホームページの中らで。これ全部、私が理解をできない、しておりませんので、違っておるかもしれませんけども。国が示すあの支援策で、拾えるかよ。今言いよる課題が拾えるかよ。ハードルが高いがじゃないですか。という思いを持っております。

町としても、財源がここにあるわけじゃないですけん国の支援策の中でやっていくんなら本筋だろうと思うけれども。あの要件の中で、私が全部理解してないけん間違ってるかもしれませんけれども、私が質問しよる主旨のところの方々は拾えますかね。

拾えとはいわないけれど、条件がもっと緩和されてますかね。そこのところについてちょっと教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡邊健心君）

それでは再質問にお答えします。

国の事業につきましては、要件として、肥料の使う量を少なくする取り組みとか、それから、5 人以上で、グループで申請してくださいとか、要件があります。ひっかかるのはここでございます。その県単位で国の方に申請を出すんですけども、その県の方に持っていく窓口っていうのが、今のところ、まだ確定はしておりませんけども、JA であつたり、それから、肥料の販売店、それから、あるかもしれませんけど、担い手協とか。そういう組織を考えております。そこでいろいろな手続きのサポートをしたりとか、5 人以上のグループを作ったりとか、そういうことをまとめながらやっていけたらなとは思っております。

なので、個人で、農家さん一人で、個人で申請をしてっていうのはなかなか難しいかもしれませんので、そこはサポート体制が必要になるんじゃないかなというふうにはとらえております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

時間もあまりなくなってきましたので、農業のことについてはあとお二人の議員さんが質問で上げられておりますので、あとのところは拾っていただけたらというふうに思います。

ただ、私が、思うのは、金額の問題でないんだと。何らかの救える支援策を考えてもらいたい。そして、これが、今現在も耕作放棄地が、ちょっとづつちょっとづつ増えていきよる。拍車がかかりやせんかよと。じゃあそんなったときにどうなるよっていうがを思ったりするわけです。今、災害等も多い、昔からもわれよることです。山の保水力がない、耕作放棄地ができたときの田としてのダムの保水力の問題も出てくるでしょう。

本当に減ってくるんだらうというふうに思ったりするがです。これには、もっと別の形で、米の単価が上がったりとかそういうものが組み合わさってきたら、もっといいんでしょうけれども、そういう環境問題にも影響してくるだろうと。町として、何らかをそこへ支援をはめていくことが重要じゃないのかなと思いました。

そして、全国のがを見てみました。肥料の関係等において。いろいろ作物のあれがありますので、一概には言えないんですけども、反別によって支援する町があります。全国の中には。それはまた事務作業としては難しい面が出てくるかもしれまいけど。金額ではない反別で支援する自治体もある。大きく JA で取り組んでいる地区もありました。

やろうと思えば、何らかはできるはずやないかなというのが私の思いです。ただ、このことが拍車がかかって将来どうなるのかと、町としてこれをどう考える、そういうふうに思いましたので、今回この質問を致しました。

ぜひともですね、国は国の考えがあって、国の農業施策があって、大きな観点でものは進めていっております。しかし、現実的には、小規模ともいえない、零細農業者がおる。それが大きな塊でおるんだということを認識して、次の、来年度に向けて、支援策を町としても前向きに考えていただきたいというふうに思います。

農業の問題はこれで終わります。

次に最後の質問でございます。

4 番目脱炭素化の取り組みについてでございます。

このことにつきましては、これまでも多くの議員が質問をされてきておって、今の現在の町としての取り組みというのは一定は理解させていただいておるつもりでございます。

この質問に関して、私も黒潮町ゼロカーボンシティ宣言が昨年の 6 月でしたかね宣言された後、6 月議会でちょっと質問させていただいておりました。

そのときの質問の内容というのは変わりません。それはずっと思っておりましたし、では 1 年たった今は、どこへ、どういうふうに向いてきておるのかということが知りたいというか、内容を話したいと。

ただ、難しい、難しいといいますが、いろいろ整理せないかんことはあるということは自分なりに理解しておりますけども。

そこで、1 番目の質問でございますけれども、地球温暖化防止実行計画、区域編ですかね。の策定。これについて、プロポーザルもやって、今、現在策定をされているというふうに思いますが、この、進ちょく状況、どこまで、どういうところまできておるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは矢野議員の一般質問、脱炭素化の取り組みについて。カッコ 1 地球温暖化対策実行計画、区域編の策定状況についてお答えを致します。

国内はもとより、地球規模での課題としまして、2050 年までに、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロ、つまりカーボンニュートラルにする必要があり、黒潮町も取り組みを進めているところです。

昨年 6 月に黒潮町ゼロカーボンシティ宣言を行い、本年度は議員ご質問のとおり、黒潮町地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定している状況です。

本年 4 月に特定非営利活動法人環境の杜こうちと委託契約を締結をしまして、温室効果ガス排出の実態調査や、住民および産業、企業のみなさまのニーズ調査、町内の再生エネルギーの導入ポテンシャル調査など、計画策定に向けての基礎調査を進めております。

また、実行計画策定委員として、13名の委員を委嘱をさせて頂きまして、エネルギー、産業、教育などあらゆる分野の方たちのご意見を伺うことになっておりまして、7月には第1回目の策定委員会を開催したところ
です。

今後の予定としましては、各種調査のとりまとめや、策定委員会での意見聴取、パブリックコメントの募集
等を計画しております。

その後、年度末を目途に計画書の策定を完了させる予定となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今現在策定中で年度末をというふうな答弁でございました。

積極的にその区域編の策定を進めていただきたいと思いますけれども。その中にも、前のときにも、1年前
にも私言いましたけれども、町としての考え方というのを大いに盛り込んでいただきたいということと、業者
でございますので、ノウハウを持っておる。

そのノウハウは多いに活用せないかんし、貰わないかん。しかし、その時にどういう策定の内容になってい
くかなというこについては、十分考えながら盛り込んでいく。パブリックコメントも必要でしょう。いろんな
ことが必要でしょうけれども、経済的な流れの中でそのものを策定していくようじゃなくて、このことは後で
も申しますけども、大変、私としては重要視、重点的に思っております。そういう意味からして、そのことを
きちっと作っていただくというふうをお願いをしたいと思います。

それから2番目の質問に入ります。

この質問ですけれども、これも、私1年前に自分が質問したことであります。

カッコ 2、計画策定を待たずして町として取り組める事があると考えるが、その取り組みはどうかというこ
となんですけれども。

なぜこの質問をするかというときには、この地球温暖化防止のことについてももうかねてから言われよる話
であって、ただ、具体的に経済活動とリンクさせたような、次の産業振興だとかいうようなところが、大きな
課題だろうというふうに考えます。しかしながら地球温暖化防止の中での取り組みというものは、しいていうな
らば、事務事業編の中でやられておったこと、あれは、それは黒潮町の公共施設等々の事務の中でそれぞれに。
そのことが、いろんな、そのことだけやないんですけれども、町民の方にもいろんなこの、省エネであるとか、
リサイクルであるとか、ゴミの分別であるとか、関係した中で、それを取り組んで、それもした中で。

ゴミのことはゴミの計画が、廃棄物処理計画なんかがあるかと思います。それらが網羅（もうら）したも
のであるので、この区域編を待たずしてやれるべきことがあるがじゃないかよというがが私の観点でございま
す。

そういうことからして、また忙しいろうけれども、そういうできることは、本来やってきよらないかんこと
というか、していかないかんことでありますので、そういう分野については、どんどんどんどんやっていく必
要性があるがじゃないかという観点からものを質問をしております。

そのあたりについて、できることはどのようにやりようかということについてお答えをしていただければと
思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは矢野議員の一般質問カッコ 2、計画策定を待たずして取り組めることがあるが、その取り組みは、についてお答えを致します。

議員ご質問のとおり、計画策定中の段階であっても取り組めることはございまして、本年度の具体的な取り組みで言いますと、温暖化対策に関する啓発活動としまして、環境問題に関する映画の上映会を開催を致しました。これは、2019年の国連気候変動サミットでの演説が話題となった、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんの環境活動を題材にした映画です。コロナ禍での開催ということもありましたが、沢山のみなさまにお越しをいただき、実施するができました。また、同時開催として町民井戸端会議として参加者のみなさまより、温暖化に関するさまざまな想いや、対策のご意見をいただいたところです。

また、町内事業者の皆さま向けに、脱炭素セミナーの開催も行なうなど、地球温暖化に対する危機意識を共有する場などを設けております。

今後も、10月には町民大学で講師をお招きし、ご講演をいただくことになっております。

こうした取り組みについては継続をし、行政はもとより住民のみなさまと共通認識のもとで、カーボンニュートラルに向けた取り組みを進める土台づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

質問をしたいところありますけれど、時間も迫ってきております。

そういう町民大学であるとか、あるいは事業者の皆さまであるとか、ずっと重ねていかないかんこと。そういう塊のみなさんに対して、塊というか集団の皆さまに対して周知をしていくことも大きな、必要でしょうし、町民一人一人に対する啓発というのもすごく重要だろうと思います。

今、私は、町民一人一人というか、に、届くような啓発をもっともっとやっていただきたいなという思いを持っておりますので、そのあたりも含めてやっていただければよろしいかなというふうに思います。

それでは、3番目のところに入ります。

カッコ 3、町の最上位計画である総合戦略は、令和4年度で最終年を迎えるんじゃないかというふうに思っております。次期計画に、この脱炭素化による取組みの基本方針であるとか、考え方を盛り込んでいく必要性があるがじゃないかというふうに私は思うところです。そのあたりについてご答弁をいただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、矢野議員の総合戦略の次期計画への脱炭素基本方針を盛り込む必要性、についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、本町が現在のマスタープランであります町の最上位計画、黒潮町総合戦略を策定した経緯について説明をさせていただきたいと思います。

本町では、国や県、他の市町村と同じく、産業振興を中心とする、黒潮町まち、ひと、しごと創生総合戦略を平成27年度に策定し、その計画期間は令和元年度までとなっております。

そのような中、前身のマスタープランであります、総合振興計画が平成29年度で計画期間を迎えたことから、従前の黒潮町まち、ひと、しごと創生総合戦略を、創生基本計画としまして、そこに福祉、教育、防災の基本

計画の分野を加えた、4つの基本計画を柱とし、本町が将来の人口減少克服、地方創生を達成するための考え方や重点施策等を取りまとめ、平成30年度に黒潮町総合戦略として策定しております。その計画期間は議員ご質問のように令和4年度となっております。

しかしながら、黒潮町総合戦略の期間内の令和元年度に、国の示す地方版総合戦略が、第1期の計画期間を迎え、令和2年度から令和6年度を期間とした第2期の計画としましたことから、その期間に合わせまして黒潮町の創生基本計画を更新しています。そういった状況によりまして、創生基本計画と福祉、教育、防災基本計画の期間にバラツキがある状況でございます。

そこで、福祉、教育、防災基本計画に関しても、計画の時点修正を行いまして、令和4年度の計画期間から令和6年度まで2年間延長をして、創生基本計画と計画年度を合わせるよう見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

従いまして、脱炭素に関する基本方針を位置付けることは必要と考えておりますが、脱炭素による地球温暖化対策は一定、本年度に策定を進める地球温暖化防止実行計画に基づいて事業が展開されると考えております。

黒潮町総合戦略への位置づけにつきましては、脱炭素を含め、一般廃棄物やし尿処理、生活排水といった環境施策に関する基本計画として、本町の政策全般にまたがり、日々の業務に取り組む際の判断、行動指針として活用できるよう総合戦略への位置付けの準備、調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

現在の総合戦略の4つの部門、私はすべてが4年度かなというふうに思っておりましたけれど、答弁があったように創生基本計画については、6年度までですかね。これを今度あとの3本計画を合わすという話でございました。

なぜこれを私は最上位計画に脱炭素化のことを盛り込む必要があるがじゃないかっていう質問の主旨は、単なる環境問題であるとか、いろいろ環境の中にもいっぱいあるわけですけども。そういうふうには思わない。

なぜならば、これは、新たにこのことをして産業振興に結びつけていくんだと。いうふうになっています。そういうことからするならば、町の考え方であるとか、方針であるとか、いう骨子は最上位計画の中に盛り込んでいくべきじゃろうと。それが黒潮町として、町政をこう向かしていきますよっていうことを明示する一番のものであろうというふうに思います。

この、地球温暖化防止実行計画区域編、これはこれとしての個別の計画であらうと。だけど、県も、県は、高知県環境基本計画というのがあります。その中で総合的にものの考え方をしてきた。そのものに基づいた、地球温暖化であり、エネルギー計画であるとか、廃棄物であるとかいうものが、個別計画がそこへついています。

環境計画と産業振興計画を県が連動させますとこうやっちゃうわけですね。じゃあ黒潮町の中で、考えた場合に、どう整理をして、方向性を表していくのかっていうことを考えたわけです。

そういうことからすれば、今、県ののががええとは思いませんけれども、県の流れの中で進めた環境基本計画。これは黒潮町に今ありません。それから、今回、町長の行政報告の中でありましたけれども、国のモデルの先進地域の応募をされました。これはまたぜひ認めていただきたいと私も思うんですけども。どういうふうにこの脱炭素化の取り組みというものを町の行政として明確に出していくか。ここが私は必要であらうと。

そしたら、今、ご答弁があったように6年までが計画になるような話ですので、そこまで置けるかっていうのが答弁受けたときの感覚です。

確かに、個別計画で地球温暖化の区域編を作ってその物事が進んでいく、進んでいかんとは思いません。それに基づいてやればいいわけです。複雑な計画作る必要もないけれども。しかし、町が進むべきこのことを、産業振興と連動させて進むべき方向性っていうのは、どっかでイメージせないかん。明からにしていくべきだろうと私は思います。そういうことからして、この質問に入ったわけです。今日明日にできるような話でもございせんけども、何とかそこところは、盛り込んでいくことの方が、好ましいがやないかなというふうに答弁をききよって思いました。

そういう考え方をもちますので、もし、今、私が質問して言った、述べたことに対しての意見があればお答えをしていただければと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほど議員の方からありました、高知県の環境基本計画というものが、令和3年度に策定をされております。内容等について確認もしておりますが、町の考えてる部分、先ほど議員ご質問にあったように、温暖化に留まらず、ゴミの問題、さまざまな環境問題を網羅した環境基本計画というものが高知県で策定をされております。当然町としてのそういったものの必要性というのは認識をしております。

一方で、先ほどご質問にもあったとおり、温暖化を基にして、産業振興につながるという動きは当然必要になってきますので、ご質問にあったとおり、町版の環境基本計画というものを作り上げて、最上位の計画に盛り込んでいくという作業は当然必要だと考えておりますので、そのための準備調整を今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

ほとんど時間いっぱい、短時間で済ますつもりでしたけれども長くなりました。

私が言いたいのは、環境基本計画を作らなければならないとは思っておりません。私も。だけど、どっかでその方向性というのは早めに打ち出していくべきだろうと。そのものの考え方を整理するのが今の、地球温暖化防止区域編の策定の中でその考え方が固まってくるだろうなというふうには思います。

そうしたときに、それでことが足るのかもしれないけども、町としてどうなのかと。打ち出す方向性を見出して行くことが好ましいがじゃないかなという思いから質問致しました。

そのあたりも含めてまた、策定の方へ入っていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 46 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

3 番（浅野修一君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、早速質問の方に入ります。

今回は、2つの質問の方を構えらせてもらってます。

まず初めに、避難所対策についてでございます。

黒潮町では、南海トラフ巨大地震や、その他の災害時にさまざまな対策を講じることとしておりますが、コロナ禍においては、見直しが必要な点があると思われます。以下について問うとしております。

カッコ1と致しまして、町は、コロナ禍の避難所においても、パーティション設置等による感染対策が適当としておりますが、少し無理があるように思います。

空き家、倉庫等を避難所とした利用を、区長会を通して所有者に対し提案、推進することはできないかとしております。

近年、全国各地、この前も台風11号ですか、ほんと大きな台風が、まあ直撃ではなかったなかつたので幸いでしたが、全国各地において地球規模の異常気象による災害が頻発しておりますが。

そんな中、黒潮町はこれまで避難タワー、そして避難路、家屋の耐震化、そして避難所、避難場所の整備など、各地区においてさまざまな対策に力を入れてまいりました。このことはほんと高く評価されるべきところでありまして、また、これを他の市町村からは注目され、そして見本いいですか、にさせていただいておるといふふうなこともあろうかと思っております。

そんな中、今夏7月、8月で高知県内のコロナ感染者数の推移を見ますと、7月の初旬から増え始め、ピークの8月24日だったと思いますが、県下で2,030人というふうな感染者となっております。

当町を含む幡多郡内においても、まん延状態といいますか、感染者数は高止まりの状態が続いておりまして、今ちょっと落ち着きたいといいますか、感染者数下がってはおりますが、その中で、家庭内感染というふうなことも多く発生したようであります。

そういったことを考えると、当町の避難所運営におけるパーティションによる感染者対策、これちょっと言葉は悪いかもしれませんが、無謀というふうな思いでおります。見直しを検討するべきではと思って、今回質問しております。

答弁の方、お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員のカッコ1、空き家、倉庫等を避難所とした利用を、区長会を通し所有者に対して提案、推進することはできないか、のご質問にお答え致します。

平成28年度に作成した黒潮町南海トラフ地震応急期機能配置計画では、避難所の収容人数については、町全体では充足しております。

しかし、地域別に見ますと、佐賀地域では不足しています。また、議員ご指摘のとおり、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため間隔を広く取る等を行うと、さらに不足することも予想されます。

令和2年度に購入しました、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのパーティションを避難所運営マニュアルの配置計画図の中で設置し、どれだけの避難者が収容でき、どれだけ不足するのかを精査する必要があると考えております。

その後、不足分をどう補っていくのかという検討の中で、空き家や倉庫等の避難所としての活用も検討していきたいと考えております。

各地区で洪水、土砂災害のワークショップを行い、自主避難計画を作成していますが、地区によっては、個人の大きな倉庫を避難所とする計画の地区も実際にあります。

風水害時に危険をやり過ごす場合と、南海トラフ地震等、大規模災害で被災した際の避難では、避難所への滞在期間が異なるため、個人の財産である空き家や倉庫の利用には、普段の管理や利活用も含め調整すべき点が多々あるとは思いますが、まずは、避難所確保の選択肢の一つとして検討し、空き家等を利用する仕組みが構築できるようであれば、所有者等への呼び掛けを行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

そうですね、地区によっては十分といいますカ所もあろうかとは思いますが、今、課長の方が言っていた佐賀地域の方ですか、何人ぐらい不足っていうふうな把握されてますか。

それともう一点、質問の方に区長会を通してっていうふうなこともお伺いしてます。認識不足で申し訳ないんですが、区長会、年に何回とカ月に何回とか、その回数とを教えてください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

佐賀地域での不足分は、広さで言いまして約 1,000 平米、人数に致しまして 341 人分が、計算上不足ということになっております。

それから、区長会につきましては、つい先日も予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期になりました。

年度当初と年末との 2 回、予定では実施するようになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

これはちょっとあれですよ、面積で 1,000 平米、300 人以上の不足ということになると、被災地にはほんととてもではないですけど、町民の皆さん、正常な生活というか、ちょっと問題あり過ぎなもので、これはもう早急にその対策いいですか、先ほど言ったその倉庫であるとか空き家の部分とか、避難所としてやっぱりその候補というかの絞り出しを早急にぜひやっていただきたい。やっていただきたいじゃなくても、やらないとこれほんといつ来るやらもう分からんことですので、ほんと早急に取り掛かって、もう全庁舎で取り掛かっていただかんといかんと思います。もう大変なことになりますんで。これはほんと、よく言う優先順位とかいう言葉聞きますけど、もう最優先でぜひ取り掛かっていただきたいと思います。

それと、区長会の方、年末と年度末言いましたかね、会の方は。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、区長会について説明させていただきます。

区長会は、前年度当初としては議会前に、実際6月の議会前に計画をしておりましたが、今回、1回その時点で延ばして、さらにその分を8月に実施するように計画しておりましたが、またコロナの影響等でさらに今延期しているところで、今のところまだ実施がされておりませんが、通常であれば6月の議会前、それから12月の年末、これらを2回を計画しているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

区長さんとは、その年2回の会だけでなく、平静からもお会いしたりとか、面接じゃないですけど訪問したりとかいうこともあろうかと思えます。

区長さんにその地区その地区の、やっぱりその現状いいですか現状把握、必要なことで頻度を多くして、ぜひそういったその話し合いいいですか、問題点であったり課題の警告であったり、そういった部分に時間を取っていただきたいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、冒頭にも言いました、その区長会を通してっていうふうな問いにもさせてもらってますが、区長さんに、その倉庫であるとか空き家であるとか、もしくはその広場といいますか、さら地の所があれば、そこへ臨時の避難場所を建てるとか。そういった空き地も含めてですね、そういった部分の区長さんへの要請は可能でしょうかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、区長さんをはじめ、あらゆる手段を使いまして、空き家や倉庫、それから空き地等の利活用というものができるといような仕組みが構築できましたら、関係者の皆さまのご協力をいただきながら、情報提供いただきながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

これはですね、先ほどの件もそうですが、このことも早急に取り組むべきだと思いますので、ぜひ、時間をかけずにいいですか、早く取り掛かっていただきたいと思えます。

それと、空き家なんかって言ったらあれですが、空き家の把握はそこそこのか、まあまあできている部分はあろうかと思えますけど、各地区で十分でないというか。空き家があっても、ちょっと避難所として間に合わんっていうふうな地区はどのくらいあるのかかは把握はできてませんか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

申し訳ございません、聞き取りにくかったのもう一度、ご質問の方をよろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

空き家に限って結構ですが、空き家で空き家として提供していただけるものがある、構えられる地区っていうものの把握はできているでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

空き家自体の調査を情報防災課では実施できておりませんので、現在、どこにどれだけの空き家があるというものは把握しておりません。

今後、空き家、倉庫等が避難所として利用できるという新たな仕組み、そういうものが出来上がれば、そういうものの調査もしっかりとし、先ほどもお答えしましたとおり区長さんや所有者さん、あらゆる方のご協力をいただき、情報提供いただきながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

情報防災課だけの把握っていうふうなことではなく、空き家自体把握されておる課もあると思いますんで、そういった課と課をつなぐいいですか、またいでも情報交換をしてですね。

そういったことを、この避難所にかかわらず、さまざまな場面で課と課の情報の交換であったり、共有っていうものはほんと大事ですし、その時間短縮っていうか、そういうデータがあるのであればすぐにやっただけいいことですので。そういった広がりいうか、庁舎内全体の広がりっていうものも、今後もぜひ考えていただきたい。そういったこともできてのかなっていうふうには思ってたんで、ちょっと残念な部分でありますんで、そこは課と課、課と室とか、よく話し、情報を交換、お願いしたいと思います。

あとは、そうですね、要は、今も言いましたけど、1 つの情報防災課だけで考えても考え及ばん言うたらちょっと失礼ですが、考えつかないようなことでも、ほかの課の課長さんとか室長さんがそういったアイデアを持っておられる方もおると思いますんでね、ぜひその点よろしくお願いしたいと思います。

それと、先ほど来言っています、区長さんへの要請ですね。こちらの方もぜひ広げていただいて、各地区でも、やっぱり準備万端ではないですけど、そういった被災の折にはすぐに対応できるような態勢、それを取ることがよく言う安心安全につながると思いますんで、その点お願いしまして、カッコ1の方を終わりたいと思います。

続きまして、カッコ2でございます。

各地区への体制整備の要請はどのようなものか。今のとちょっとかぶってしまうような質問ですが、十分なものとなっているか。

また、避難所に町職員、これは地域担当制ですかね、地区担当制。そういった部分も仕組みを持っていますんで、避難所に町職員を配置する計画はあるか、としております。

ほんと、想定外のことっていうのは、何でもそうなんですけどびっくりするようなことが起こったり、よくします。想定外を想定する。ほんと難しいことながですが、いろんなことを思っただけ考え、対応せんといかんと

思います。

それと、今言うさまざまな思いを持って想定しなくてはならないのですが、今現在、持っておられる新想定ありますか、新しい計画等あればお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員のカッコ 2、各地区への体制整備の要請はどのようなものか、十分なものとなっているか。また、避難所に町職員を配置する計画はあるか、のご質問にお答え致します。

台風や風水害時の町が開設する避難所については、職員を配置するようにしております。その他の、各避難所として使用する集会所等は、区長にお願いし、開けていただいております。

一方で、南海トラフ地震等の大規模災害時の各避難所の運営については、避難してきた皆さんで運営を行うこととしており、住民の皆さまへも、発災当初は避難所運営に職員は行かない、行けないことを周知しております。

大規模災害時の教訓を生かしたものとなっており、特に平成 28 年の熊本地震では、職員が避難所運営に入り、その対応に人員を割かれ、災害対応業務に支障を来したとの報告もされております。

平成 27 年度より避難所運営マニュアルを地域住民とともに作成し、避難してきた方が、避難所開設に向けてどのような順番で何をするのかや、施設の配置計画等も事前に決めております。

また、総合防災訓練の各自主防災組織の訓練メニューとして避難所開設訓練を入れており、夜間津波避難訓練時には、浸水区域外の地区では避難所開設訓練を行っております。

このように、大規模災害時の避難所の開設、運営訓練等を継続していき、避難してきた方々で避難所の運営を行い、職員は災害対応を行うこととしているため、大規模災害時には当初から避難所に職員を配置する計画はありませんが、災害対応業務を集中的に行い、体制が整った後に、各避難所の状況把握等も含め町職員を派遣し、各避難所のニーズ等の把握に努めることになろうかと思われます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

この質問自体、その職員を避難所に配置してくださいというものではありませんので、その点ははっきりしておきたいと思います。

今、課長の言われたように、熊本地震なんかではほんと混乱してしまって、もうどこもここもがばらばらではないですけど、ほんと混乱しておったようですので。そういう意味では、先ほど言った区長さんに先頭に立っていただいて、住民の方、各地区で固まっていただいて、協力し合ってそこで命を守っていただくというふうな方向で、それがベストだと思います。

ぜひそういった、各地区へも確認いたしますか、そうしてくださいということをもっと強くお願いしたいと思います。後から来ますのでっていうふうなことも口添えしていただいたら安心する部分もあろうかと思うので、その点お願いしたいと思います。

それと、想定案というか、体制整備のことに聞いてますんで想定案というか、こんなことは大丈夫やろうか、あこは大丈夫やろうかとか、そんな案を作る場所というか。場所言うたら分かりづらいですけど、場がありますか。案であったり、さっき言

ったみんなが集まって、情報防災課だけが集まってじゃなくて、全体の体制を作るためのそういう場っていうものはありますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

役場全体での情報共有ということになるかどうかは分かりませんが、年1回、職員の防災訓練というものを総合防災訓練の前日に行っております。

本年度も総合防災訓練は中止になりましたが、その前日、土曜日に全職員参加して、防災訓練の方を実施しました。

その中で、いろいろなことを想定した訓練ということで本年度は実施しまして、こういう場合どうしますかというようなことを考えるような訓練を本年度は実施致しました。

そういう中で、全ての想定ができていくかどうかは分かりませんが、各担当課の方で自分たちがやらなければいけない業務、そういうものの想定、準備しなければいけないものはどういうことなのか、というようなことも考えていただけたのではないかとというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

今お聞きしたら、年に1回。まあまあ1回ぐらいなもんですかね、その訓練の練習ですんで。

年に1回、毎年やること大事なことですけど、年に1回では何というか忘れるというか、部分があったりして、そのときには思っている頭に浮かばんというか、そういうことが往々にしてあります。特に、自分ら今物忘れの方も多くなったりしていかなわけですが。

年に1回と言わずですね、四半期ごととか半年に1回とか、そういった場をぜひ持っていて。全員が1カ所に集まるっていうかそういう話じゃなくて、3つの課が集まって、それぞれの所でいろんな話をするとか、そういったいろんな方法はあろうかと思いますんでね、ぜひ、それぞれの仲良しの課でもいいですし、かわりのある課同士の間を持っていただけたらと思いますんで。

まあ、忙しい皆さんですんで、こんなことを簡単に言ってもなかなか、残業までされておられる方にこういうことを言うのも酷なことな気がしますが、そういったことを積み重ねていただいて、町民の安心を勝ち取っていただけたらと思いますんで、お願いします。

それとですね、冒頭にも言いましたけど、職員さん、各地区へ配置してくれというふうなことは思ってませんので。そうではなくて、役場内で目標を定めたものを、しっかりしたものを作っていて、その後、各地区に入るといふふうなことの徹底をお願いして、このカッコ2の方を終わりたいと思います。

続きまして、カッコ3ですが。

これまでの大災害時において、避難所でのお風呂の存在が大きいように思います。

避難者の安堵（あんど）感や、心のよりどころであったりする、そんな場面を報道、特に東日本大震災のことになりますが、テレビで見て、ほんとに悲惨な場面ばかりやったがですけど、ほんとにそのお風呂に入ったことですごく落ち着いたというか、そういった場面もすごく見ましたんで。

風呂の重要性や対策をどのように考えておられるか、対応するかを聞きたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員のカッコ 3、大災害時において、避難所の風呂の重要性や対策をどのように考え、対応するのかを問う、のご質問にお答え致します。

まず、町の備蓄の状況についてご説明致します。

食料、アルファ米、缶詰、飲料水を全町民の1日分、毛布を備蓄しております。

令和3年度に高知県備蓄方針が示され、主要8品目と致しまして、先ほどの食料、毛布に加え、生理用品、おむつ、トイレ、トイレトペーパーを、流通備蓄を含め3日分の備蓄を進めるということとなっております。

町としましても、令和2年度に備蓄計画を改定し、本年度は、ミルク、生理用品、おむつ、トイレ、トイレトペーパーの購入を計画しております。

一方で、避難所での生活環境面で言うと、新型コロナウイルス感染症対策やプライバシー確保の面から、パーテーションの備蓄は一定できておるものの、ベッドやマットのようなものは十分に備蓄できておりません。

議員ご指摘のお風呂につきましても、避難生活が長引けば重要なものとの認識はありますが、購入費や優先順位の面から、現在は備蓄に至っておりません。

現状では、自衛隊の支援によるお風呂の設置に頼らざるを得ない状況です。

今後は、避難所の生活環境の視点から、ベッドやお風呂等の必要性も検討し、備蓄が必要であると判断するならば、備蓄計画を改定し、優先順位を付けて購入についての検討をしてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

お風呂を構えるっていったらほんと、とてつもなく大変なことであろうと思います。

また、水であるとか光熱、沸かしたりですね、そういったこともそんなときにはなかなかのものになってこようとも思います。

ただ、先ほども言った、お風呂に入ってすごく和らいだ顔になったというか、そういうところを拝見致しました。

それと、その災害、地震とか津波とか、それによって直接命を奪われる方、これもたくさんおられたわけですが、被災後に亡くられる方。災害の直接ではなくても関連死ということで、ご高齢の方とか小さい方とか、体力が弱い方というか、よく言う基礎疾患のある方ではあるとか、弱い所へはやっぱりそういった関連死というふうなことも十分に注意をしなくてはならないところであろうと思います。

それで、課長、先ほどお風呂を今からいろいろ考えるというふうなこともちらっと言ってはいただけたわけですが、お風呂にしても今どきいうか、さまざまなその形式のもんであったり、簡易的なもんであったり、カタログ一つ見てもいろんなものが出たものもあつたりもしますので、そのへんもぜひ研究いうか視野を広げてもらっているいろんなもので、何だ、こんなもんで対応できるのかっていうふうなこともあつたりもすると思いますんで、ぜひその見聞広げていただいて、いろんなときに、困ったときに間に合うような、そういう対策をぜひ取っていただきたいと思います。

冒頭にも言いましたが、お風呂に限らず、空き地とかのスペースの確保も大事なことになると思いますんで、その点も重ねてお願いしたいと思います。

ほんと、大災害時にお風呂お風呂いうて、そんな悠長なことは言いよれんことは分かっておるんですが、やっぱりそういった、先ほど言った関連死であるとかそんな悲しい場面いうか、なくすためにも一つの助けいか一助にはなろうかと思いますので、ぜひそういった角度から見直していただけたらと思います。ぜひ、そのことも頭の隅には置いちゃっていただきたいと思います。

これで3番の質問を終わりたいと思います。

それでは、避難所対策最後ですが、4番目です。

鞭地区の弘野には県の広い土地があり、避難所の設置が有効で、可能だと思っております。

高規格道路工事から出る残土を利用し、大橋から弘野に上がる園路、これ園路ですね。あそこは公園です。園路を整備すれば、大方球場やキャンプ場等の利用者の避難道にもなり、安全確保につながる。

県に対し、園路を整備するよう要望書の提出はできないか、としております。

今の通告のとおり、大方球場やキャンプ場の利用者の方、年間、もう今コロナ禍で若干減ってはおりますが、かなりな利用者の方がおられます。そして、特に地元の方ですけど、散歩であるとかジョギングであるとか、サイクリングというか自転車で回っておられるような方もたくさんおいでます。

そういった方のためにも、あそこ、大橋からもうすぐに弘野へ上がる園路ができれば、もう一目瞭然というか、あこへ逃げろっていうことだけでね、そこに避難が可能になってくると思います。

それと、公園で、園路園路って何度も言いよりますけど、ここは土佐西南大規模公園内でありまして、その公園としての見直しなんかもしようっていうふうな。大方地区に限らず佐賀地区であったりも、そういった見直しの声もあったりもすることがあります。公園であるうちにというか、そういった姑息なというか、考えもあります。公園のときに県の力を頂いて、それにプラスして国の力も頂いて、町がちょこっとお手伝いして、その園路の完成を見たいものだなあ、という思いの質問でございます。

長くなりましたが、答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

浅野議員の、弘野への園路整備についてのご質問にお答え致します。

ご質問の、大方球場や入野キャンプ場利用者、また、海岸利用者の大規模災害時の安全確保は課題として認識しているところでございます。

公園利用者が安全に避難できる遊歩道の整備につきましては、土佐西南大規模公園の建設促進を目的としております、土佐西南大規模公園建設促進同盟会における要望活動の中で、高知県に対して要望書を提出しているところでございます。

現在、今年度の要望書を提出する準備をしております。ご要望の園路の整備につきましては、引き続き要望するように作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

ありがとうございます。

強く、強くですね、県、そして、室長の方はやっぱり県が主になろうかと思いますが、ほかの課、特に建設課あたりが国の方にも、その残土のこともありますんで、一緒になってぜひその要望の方を上げていただけたら

と思います。

決して不可能な話ではないように思っております。門田室長、今言われました、建設同盟会の方に自分も入らせていただいてまして。以前に、県の土木課長の方とも話す機会があったりして、その折にでもですね、ここで大橋から弘野へ園路があったら、あそこの上が公園にもなるっていうふうなくだりでお話をしたことがあります、ああ、それいいですねというふうなね、何か軽い乗りやったか分かんですけど、そういうふうな答えも聞いたことがありました。

自分たちが、これちょっと無理かなっていうふうに思えるようなことでも、先方からすれば、ああ、こんなことやったらできますよというふうなこともね、あるんじゃないかと思います。

そういった意味で、今度、来月ですか、その要望書の方を出されると思いますが、そこを、言葉巧みじゃないですけど、だますわけじゃないですけどあれですが、すごい熱を持った文章であったり、その声をぜひ届けていただけたらと思います。やっぱりその人の熱っていうのは伝われば、できんであろうと思うたこともできるというふうなことにもなろうと思います。その折には、多分、町長、議長も出席されるのかな。あの要望の折は。そういった意味で、ご両人にもぜひ声高らかに、あそこへ絶対欲しいっていうふうな気持ちを届けて、伝えて、県に納得していただいて、建設の完成を見るようなことにしていただけたらと思います。

それと、あそこへ園路を、まだもしもですけど大橋から弘野にできればですね、あそこの上、ものすごい広いですよ。そこの上の防災広場どころじゃないです。今後は木が生い茂ってあれですけどね、ものすごい面積があります。

室長、面積、今はデータはないでしょう。

(室長から何事か発言あり)

はい。申告書にないので結構です。

あそこへ上がったらね、ものすごい広いところがありますので、整備、整地すれば避難場所、あるいは一時避難所ですか、そういったことも考えられないこともないような広大な土地があります。

それと、避難所からは外れるんでちょっと議長に止められるかもしれませんが、公園としても利活用できそうな所ですので。旧大方町には公園もないもので、そういったこともぜひ加味して、強く要望の方をお願いしたいと思います。

長々と申し上げましたが、やっぱり、先ほども申し上げたように熱い気持ちっていうのを先方に伝えるということが一番大事だと思います。ぜひですね、この園路計画は完遂するように、最後の最後まであきらめずに頑張っていただきたいと思いますのでよろしくお願いしまして、1番の避難所対策についてを終わります。

続きまして2問目ですが、2問目として、山の再生についてでございます。

カッコ1と致しまして、来年度の予算措置について、何を重要視し、どこへ、どのように考えているのか。山の再生は待ったなしであり、急を要します。町の考えを聞きたいと思います。

この件は、また言うてきたかというふうなことであろうかと思いますが、もう以前からずうっと自分も言ってますが、山、何でもそうですけど時間かかるがですね。特に山っていうのは、植えたから来年木が生い茂ってというふうな話じゃないんで、すぐにでも、今日、明日にでもやらんと間に合わんというか、そういった部分もあったりすると思います。

それと、もうご承知のとおり、今、国の方も、そして全世界が、脱炭素化の方に取り組むように動いておるときでございます。

そんな中ながですが、その山に関してですが、黒潮町も地球温暖化対策、それに加味して国土強靱化。この対策への取り組み自体、自分としたら、その実効性に欠けているというか、取り掛かっていただけてないとい

うふうな思いでしかないもので、もう何度も何度も再々再々、もうええっていうふうに思われるぐらい質問の方をしております。またかよじゃなくて、早よしてくれっていうふうな思いで、この質問をさせてもらっております。

今回もですね、毎回ですが、黒潮町の方に期待をして質問をさせていただいております。ぜひ、前向きな姿勢の答弁をよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の、来年度の予算措置について、何を重要視し、何処へ、どのようにと考えているのか、のご質問にお答えします。

黒潮町における一次産業の振興につきましては、最重要課題と捉えており、林業につきましては、黒潮町総合戦略におきましても、新規就業者の確保や森林の適切な管理が課題であるとしております。また、産業として伸びしろのある分野であると考えておりますので、国、県が行うさまざまな支援策をうまく活用しながら、さらなる林業の活性化につなげていきたいと考えております。

議員ご質問にあります、来年度の予算要求につきましては、現時点では役場内での個別の事業計画を進めている段階であり、具体的な金額、数字やその目標値の設定までは、現在、事前の協議が終了しておりません。

現段階での方向性につきましては、今後、黒潮町の林業が持続性のある産業としてどういった形を取っていくか。具体的には、単純に切って売るだけというだけではなく、川上から川下までの流通をどうデザインしていくか、あるいはどう付加価値を付けていくか、こういった捉え方が課題であると考えております。

この点について、関係者ときちんと協議をしながら個別の施策を検討し、今後とも進めてまいりたいと考えております。

また、実際に目に見える形の事業化につきましては、先ほど川上と申しました現場施業での分野において、今まで以上に森林管理システムを利用した、町内森林整備全体の取り組みを進めてまいります。

その中でも、本年度よりスタートしました、幡多広域組織の幡多地域森づくり推進センターにつきまして、積極的な活用を図り、施業の進ちょくの向上を図ってまいります。

川下の分野につきましては、先ほどの矢野議員への回答と重なりますが、さらなる町産木材の利活用策として、本年度より町産木材を利用し、令和18年度までの長期にわたる木造町営住宅の建築や、町産木材を使用した住宅建築に関する施主さま向けの補助金制度となります黒潮町産材利用促進事業の制度設計に向けて、現在、最終協議の段階となっております。

今後、関係者間での調整も踏まえ、まだまだ不確定な要素も十分にはありますが、今後とも引き続き、森林行政への取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

個別の事業計画を立ててというふうなお話でございますので、期待しております。

それと、予算配分がまだまだ、もうちょっと先かと思えますけど、課長の方で引っ張ってもらって、ぜひ山のために。山のためにというか、将来の子どもたちのためにぜひ、そのことが町が存続するための、僕の思いだけかもしれませんが、町の存続の鍵になってくると思います。

これやっておかないと、山のことだけじゃないんで。川が汚れた、海が汚れた、魚が取れなくなったとか、そういう話になってしまうわけで。そのためにもじゃなくて、そのためにやってる部分の方が多い。それプラス、今の地球温暖化対策ですね。これはもう逃げることのできない部分ですので、そのためにも。そういう意味では、今までちょっと山に手を掛けずにい過ぎたというか、もう山を放ったらかしてしまった結果が今になってる部分があると思うんで、ぜひですね、早期の着手の方をお願いしたいと思います。山への着手をですね。

課長、今、一生懸命頑張っていたいてるのは、境界の確定、こっちを主にやっていただいているわけですが。これ、確定がないことには、その所有者の方から依頼取れないわけなんで、それはもう早急に、早くやることが一番であることはもう間違いないわけですが。それと並行した施策もやっぱりやりよかと、さっきも言いました。今年、今日、明日植えて来年、ぼんと大きいなるもんじゃないんで、計画的にですね、間伐も含め、皆伐になるとちょっと問題点が大きいところもあったりはしますけど、間伐であるとか、そういった山に手を掛けることはですね、ぜひ早くやっていただきたい。間に合いません、そうでないと。

それで、ここで最後にというか、ちょっとご紹介しておきたい部分がありまして。これ、8月25日の高知新聞に入ってた折り込みなのですが、K+（ケープラス）というふうなもので、いわゆるタウン誌のようなものですかね。これが入ってました。これを紹介したいと思います。一部、ちょっと抜粋しておりますんで。

四万十の自然とともに生きていく、という見出しで始まるものなんです。

四万十市出身のYさんは、おじに連れられカヌーで川を下った小学生のとき、川面（かわも）で感じる音、におい、空気、当たり前だった景色が、当たり前ではないと気付きました。

そして、こう続きます。生まれ育った四万十川を守りたい、と。Yさんの奥さんは、リバーガイドの観光業の傍ら、林業もなりわいにしておられる方でして。その理由っていうのが、川は山からできており、海は川からできていることを学んだから、2人にとって近年変わりつつある川、そして山をどうにかしたい。そんな切実な思いから、ある林業家に学び、観光業が落ち着く冬場、山に入り森林を整備する仕事に就いている、とあります。

続いて、山を守るために必要な分だけ間伐する。そのために、崩れない作業道を丁寧に造る。これが、人生の師匠の言う林業だったそうです。その師匠からは、地道にこつこつやりなさいと教わり、一つ一つの積み重ねが大事だと分かるようになったそうでございます。

そして、川上から川下まで、全てはつながっています。一步一步を丁寧に、丁寧に。これが全ての質につながっていきます。そんな記事が、これ載ってました。

長くなって申し訳ございませんが、こうやって個人の方でさえ頑張って、自分が育ったふるさとを守ろうとすることで動いております。黒潮町も、ぜひ早急に動いていただきたい。

そういった意味で、最後の最後に申し訳ございませんが町長、どうでしょうか。この黒潮町も負けずにですね、やってみましょうよ。

町長も、どんな方向性を持っているのでしょうか。山の再生への意気込みや、今後の課題への取り組みであるとか。そして、将来のこの黒潮町をどうされたいと思っておられるのか。

最後に答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

当町の町の特性というのは、やはり海、山、自然豊かな町でございますので、この資源を使ったまちづくり

が当町の基本ではないかと思っております。

そういう意味で、その7割、79パーセント、約8割近い区を占める山林、この資源を活用することは当然でございます。

ただ、課題というのが非常に大きくありまして、まずは人材不足、そして山で働く人の、あるいは事業体の少なさ。そういう課題がございまして、まずはそういう人材の育成、これが非常に大切ではないかと思っております。

まず、当町においては、森林組合を抜きにしてはその事業主体が語れないわけございまして、森林組合以外の事業体としては個人経営が2つぐらいというふうな状況でございまして、これは隣の四万十市、四万十町と比較すると、非常に貧弱な状況でございます。

そういう事態の中で、山をどうするかということを現実的な課題として語らなければならないわけでございますけれど、人材育成については、引き続き森林組合のお力を借りながら、いろんな形で働き掛けていきたいというふうに考えております。

それから、今年度になって新たな動きというのは幾つかあると思います。これまで議員おっしゃられたように、最も地道な作業としてやらなければならないのが、山の境界線の境を決めて、そして施業計画を作っていく動きが非常に地味な作業で時間かかるわけでございますけれど、広域で、先ほど課長が申しましたように幡多地域森づくり推進センター、今年から動き始めましたので、そちらの方にうまく連携して、そのスピード感を上げていきたいと思っております。

そして、山の森林管理システムの動きを加速化させる。そのためには、あるいはDX、ドローンも使ったような戦略も今後必要ではないかと思っておりますけれど。そういうふうな戦略を立てながら、これまでの当町の山の課題を進めてまいりたいと思っております。

先ほど、課長の答弁の中にありましたけど、川上、山の上から川下、いわゆる木材製造業者、そして建築さんまでが一体に流れとなるような産業の仕組みを、町としては住民の皆さまと一緒に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

大変熱い思いを、ありがとうございます。実行を期待しております。

それと、町長も今言っていただきましたけど、黒潮町単独ではなくて、そういったいろんな周りの森林組合も含めてになるのか、周りのそういった専門分野というか、そういった所もお力を借りながら、また、町外からもいろんな知識であったりアイデアであったり、山に対する施業の方法というか、いろんなやり方はあると思います。

以前にも自分提案したわけですが、先ほど言った皆伐ではなくて、山をぼったり切るのではなくて取りあえずは50メートル角を伐採して、そこへブナであるとか、そういった広葉樹を植えるとか。そういった地球温暖化対策、CO2削減のほんと力になる、そういった広葉樹、その植樹っていうものも考えていくべきだと思っております。

それには、子どもさんたちの力、小学生の方、中学生の方の力を借りて、そういった植樹をするとか、わが町の山に自分たちが植えた山はここだというふうな、そういった子どもたちの育成というか、町を大切にしている思いを育むためにもですね、そういった取り組みも必要ではないかと思えます。ご期待を致しておき

ます。

それと、もう一点だけ、課長にお願いしたいですが。

四万十市もこれ、どうもやっておられんようなのですが、何かハードル高いのかもしれませんが、高知県森林整備地域活動支援交付金というふうなものがある、これにはそれこそ境界線であったり、そういったものにも使える。そういった交付金があるようなんです。

隣の県、県またいで向こうですが、砥部とかもこういったあれを利用されておるようです。全国隅々までというふうな使い方はどうもね、されてないようなのですが、こういったいい交付金もあるようですのでぜひそのへんも、このことに限らずいろんな、そういった交付金であるとかあると思いますんで、引っ張り出して、町の山のためにぜひご尽力願えたらと思います。

長々と同じような話ばかりで申し訳ございません。これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 14 時 35 分